

1. 平成26年第2回郡上市議会臨時会議事日程（第1日）

平成26年4月15日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第79号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）
- 日程4 議案第80号 専決処分した事件の承認について（平成25年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））
- 日程5 議案第81号 専決処分した事件の承認について（平成25年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程6 議案第82号 専決処分した事件の承認について（平成25年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程7 議案第83号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程8 議案第84号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第85号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程10 議発第4号 議員派遣について
- 日程11 報告第4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程12 議選任第2号 常任委員会委員の選任について
- 日程13 議選任第3号 議会運営委員会委員の選任について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程13まで

- 日程14 議報告第5号 議長の辞職について
- 日程15 議選挙第1号 議長の選挙について
- 日程16 議報告第6号 副議長の辞職について
- 日程17 議選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程18 議報告第7号 議会だより編集特別委員会委員の辞任について
- 日程19 議報告第8号 予算特別委員会委員の辞任について
- 日程20 議報告第9号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の辞任について
- 日程21 議発第5号 議会改革特別委員会の設置について
- 日程22 議発第6号 議会だより編集特別委員会の定数について

- 日程23 議 発 第 7 号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会の定数について
- 日程24 議 選 任 第 4 号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 日程25 議 選 任 第 5 号 予算特別委員会委員の選任について
- 日程26 議 選 任 第 6 号 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程27 議 選 任 第 7 号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の選任について
- 日程28 議 案 第 86 号 郡上市監査委員の選任同意について

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1 番	山 川 直 保	2 番	田 中 康 久
3 番	森 喜 人	4 番	田 代 はつ江
5 番	兼 山 悌 孝	6 番	野 田 龍 雄
7 番	鷺 見 馨	8 番	山 田 忠 平
9 番	村 瀬 弥治郎	10 番	古 川 文 雄
11 番	清 水 正 照	12 番	上 田 謙 市
13 番	武 藤 忠 樹	14 番	尾 村 忠 雄
15 番	渡 辺 友 三	16 番	清 水 敏 夫
17 番	美谷添 生	18 番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	古 川 甲子夫
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事務局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	長 岡 文 男
議会事務局 議会総務課 主任主査	加 藤 光 俊		

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。

議員の皆様には大変御多用のところを出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成26年第2回郡上市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には1番 山川直保君、2番 田中康久君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清水敏夫君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る4月8日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

代表監査委員におかれましては、御多忙の中、御出席をいただきありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（清水敏夫君） ここで日置市長より挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

平成26年第2回郡上市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明を申し上げます。

本日平成26年第2回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

まず、提出議案の説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げます。

去る3月17日に中日本高速道路株式会社岐阜工事事務所が白鳥振興事務所の庁舎2階に移転をいたしました。4月の2日には事務所の看板設置のセレモニーがあり、私も出席をいたしました。この工事事務所が白鳥に移転してきたことによりまして、平成31年3月末の完成を目途に、現在、工事が進められております東海北陸自動車道白鳥インターチェンジから飛騨清見インターチェンジまでの4車線化工事がいよいよ本格的かつ着実に推進されるものと思っております。

また、当面約50名の工事事務所の職員の方々が常時白鳥町に駐在されることにより、地域に及ぼす経済的波及効果もあるものと考えております。

次に、去る4月1日に郡上市建設部は、中坪庁舎から県の郡上総合庁舎の2階へ移転をいたしました。県と市の関連部署が同じ庁舎で執務する利点を生かして、住民サービスの向上を図るとともに、効率的、効果的な行政運営ができるものと期待をいたしております。特に、災害時の迅速な危機管理対応や県からの的確な技術指導、支援も期待されるところでございます。

3番目に、合併・市制施行10周年関係であります。今年度は次なる10年の第一歩を踏み出す年であり、市民の皆様とともに、郡上らしさあふれる持続可能なふるさとづくりを目指してまいりたいと考えております。

合併・市制施行記念事業として、来る5月25日日曜日に記念式典を総合文化センター大ホールにおいて開催し、市勢発展に貢献をされました皆様に合併・市制施行10周年記念特別功労者表彰状を贈呈するとともに、郡上市マスコットキャラクターの着ぐるみの発表等を予定をいたしております。

午後からは、郡上市の一体感をさらに高めるため、市民の広場と銘打って、郡上おどり保存会、白鳥おどり保存会の共演と市内で活躍する伝統芸能、文化団体による舞台発表を行う計画をいたしております。

また、郡上市出身の浪曲師、天中軒雲月さんによる新作浪曲「郡上宝暦義民伝」のお披露目も予定をいたしております。

このほかの記念事業として、ただいま申し上げました5月の式典行事に先立ちまして、来週木曜日の24日にはNHK学園生涯学習フェスティバル「古今伝授の里短歌大会」、翌25日は「水とおどりの里俳句大会」が予定をされておまして、これらを皮切りに来年2月末までさまざまな記念事業で大いに10周年を盛り上げてまいりたいと考えております。

それでは、今議会において御審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、専決処分した事件の承認についてであります。全部で4件あります。

議案第79号は、郡上市税条例の一部を改正する条例の専決についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

同じく議案第80号は、平成25年度郡上市一般会計補正予算の専決についてであります。

まず、歳出の主なもの、減債基金の積立金5億3,010万円、公共施設整備基金積立金4億271万7,000円の増額、また予防接種事業1,571万円、森林整備地域活動支援交付金事業3,562万円、公債費利子3,951万4,000円のそれぞれの減額などです。

これに対する歳入の主なもの、地方交付税6億4,756万4,000円、株式等譲渡所得割交付金2,637万9,000円、地方消費税交付金2,214万6,000円のそれぞれの増額、また一方、森林整備地域活動支援交付金2,643万2,000円、市債1,590万円のそれぞれの減額などです。

以上の結果、一般会計歳入歳出それぞれ総額で6億7,130万4,000円を追加したものであります。

同じく、議案第81号は、平成25年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算の専決についてであります。

一般被保険者高額療養費の確定によりまして、1,400万円を増額したものであります。

議案第82号は、平成25年度郡上市宅地開発特別会計補正予算の専決についてであります。

美並町円山の里の分譲宅地1区画が年度末ぎりぎりになりまして販売できたことに伴いまして、その売払収入を計上するとともに、一般会計からの繰入金を減額する補正をしたものであります。

次に、議案第83号は、5月13日をもって任期満了となる郡上市教育委員会委員1名の任命について同意を求めるものであります。

議案第84号は、郡上市火災予防条例の一部改正についてであります。

他法令との整合を図り、両罰規定に関する罰則の適用関係を明確にするため、所要の改正を行うものであります。

議案第85号は、平成26年度、この新年度の郡上市一般会計歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

歳出では、子ども農山村交流地域活性化モデル事業263万円、高齢者地域見守りモデル事業74万円、商工会活動事業30万円、牧場管理経費89万4,000円を追加し、その財源として子ども農山漁村交流地域活性化モデル事業国庫補助金263万円、市有財産損害保険金22万9,000円、財政調整基金繰入金170万5,000円を追加するものであります。一般会計補正としまして、歳入歳出それぞれ総額456万4,000円を追加するものでございます。

以上が本臨時会に上程をいたしました議案の概要でございます。このほか、専決処分の報告が1件ございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶並びに議案の提案説明とさせていただきます。平成26年4月15日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

◎議案第79号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程3、議案第79号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第79号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）、郡上市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成26年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

まず、皆さんのお手元に郡上市税条例の一部を改正する条例の資料がお手元のほうにあると思います。

それと、新旧対照表でございます。新旧対照表を一緒に見ていただくと、非常にわかりやすいかと思えます。

まず、この税条例の専決でございますが、これにおいては、平成26年の3月31日に法律の公布がされたということでございます。そこで、平成26年4月1日施行の部分の専決処分を行ったということでございますので、よろしく願いいたします。

まず、改正の概要でございます。

1番目でございますが、まずここでは規定を削除するというところで、第6条の2、第6条の3がございます。ここは新旧対照表で、1ページから8ページでございます。ここにおいては内容の改正ではなく、課税標準の計算の細目を定めておるという中で、地方税法で定められておるというところで削除をするものでございます。

2番目の課税の特例を3年間延長するというところでございます。ここでは附則の第8条ということで、8ページの附則第8条のところでございますが、ここでは肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用を3年間延長するというところで、「27年」から「30年」というふうに変更を、3年間延長するというところでございます。ここでは1頭当たりの100万円未満の肉用牛について免税とされておるということで、基準としては1,500頭以内ということでございます。

また、3番目でございます。ここは地方団体が固定資産税の課税標準の軽減の程度を決定できる「わが町特例」について、参酌基準とするということでございます。

ここは9ページでございます。9ページの附則第10条の2のところでございます。もとの旧のところ、10条の2、1項と2項がございますが、新しく1項、2項、3項が入りまして、今の1項、2項が、4項、5項になります。また、6項も新しく設定されたということでございます。

まず、ここでは新しい1項でございます。水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設についてということで、参酌基準の3分の1という中で、平成26年4月1日から平成28年3月31日の間までに新規取得したものということでございます。これは何かといいますと、ここでは沈殿池とか油水分離装置とか、汚泥処理装置でございます。

また、2番目でございます。大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設についてということで、参酌基準の2分の1と、ここも同じく平成26年4月1日から平成28年3月31日までということでございます。新規取得したものでございます。ここでは、特にドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置等が主なものでございます。

3番目においては、土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設についてということで、参酌基準で2分の1というふうでございます。平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に新規取得したものということでございます。ここでもフッ素系の溶剤を使用するドライクリーニング等に係る活性炭の吸着装置等が主なものでございます。

また、4番においては、もとの1項を4項へ改正するものでございます。

また、5番においても、旧の2項を5項へ改正するものでございます。

6項においては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するもののうちでございます。ここにおいても、平成26年4月1日から平成29年3月31日の間に新規取得したものについてということで、参酌基準の4分の3を適用するというところでございます。これは、特にCO₂のショーケースとか、空気冷媒システムということでございます。一定の業務用冷凍、冷蔵機器に対する特別措置ということでございます。

続いて、4番目でございます。耐震改修が行われた既存建築物についての固定資産税の減額措置を講ずるということでございます。ここにおいては、附則第10条の3でございます。

新旧対照表では9ページから10ページのところでございます。ここでは耐震改修が行われた既存の建築物についての固定資産税の減額措置が創設されたと、これに伴い申告を規定した改正でございます。特に、耐震診断を義務付けられた家屋について、平成26年4月1日から平成29年の3月31日までの間に耐震改修を行って、基準に適合することが証明された場合に改修工事が完了した年の翌年度から2年度間は、当該家屋に係る固定資産税の2分の1に相当する金額でございます。ただし、耐震改修に要した費用の額の2.5%を超える場合は、2.5%に相当する額ということで、固定資産税額から減額するというものでございます。これにおいては、対象家屋の納税義務者においては、耐震改修完了後三月以内に必要書類を添付して申告しなければならないということでございます。

5番目でございます。ここでは11ページでございます。11ページの附則第17条の2でございます。ここは優良住宅地の造成等のための土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適

用期限を3年間延長するというところでございます。ここでも平成26年というところでございますが、平成29年度までということでの3年間の延長でございます。

6番目においては、ここでは旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用の改正でございます。12ページでございます。ここでは、まず1点目においては、固定資産税において公益社団法人や公益財団法人が設置する幼稚園等の非課税措置を旧民法第34条の法人から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、公益社団法人及び公益財団法人への移行に伴って手続は完了してありますが、登記のなされていない一般社団法人及び一般財団法人を公益社団法人及び公益財団法人とみなすという改正でございます。

それに伴って、2番目でございます。公益社団法人や公益財団法人が設置する幼稚園等の非課税適用を旧民法34条の法人から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によって移行しなかったもの、一般社団法人と一般財団法人へ移行したものの非課税措置の廃止ということで、あくまでも今回公益社団法人と公益財団法人に移行したものについては非課税措置ということですが、ここで一般社団法人、また一般財団法人については、非課税措置の廃止がなされるということでございます。

7番目においては、ここにおいては引用する条項のずれによる改正ということでございます。ここが一番最終のページの13ページでございます。ここでは一般公益社団法人及び一般公益財団法人における非課税措置の提出書類についての条項でございます。ここにおいては法附則の引用条項が変わったという条項のずれによる改正ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） ただいま総務部長から詳細な説明がありましたけれども、この説明のあった資料の4のところ、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

ここでは耐震改修が行われた既存建築物について、固定資産税の減額措置を講ずることとありますけれども、この中で耐震診断を義務付けられた家屋とありますが、この耐震診断を義務付けられたということに限られた家屋というのは、例えばどういうものがあるのかお尋ねをしたいと思います。

もう一点、こうしたことで、この資料の4に限らず、例えばここで言いますと、郡上市の固定資産税が減免になるということになると、その減額措置分については、これは国が率先して行う施策だと思っておりますので、例えば国から郡上市の固定資産税が減額になった分は、地方交付税等々で補填されるような措置があるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず、耐震を義務付けられた家屋ということでございます。

ここでは2階建てであって、床面積が5,000平米以上ということがまず規定されてございます。その上で、今回ここでの大規模のものは、今、郡上市においては1件があるという状況でございます。

それと、今のこの減額された分においては基準財政収入額とか、そういうものにも影響してくる中で、交付税にはある程度の算入はされてくるというふうを考えてます。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 耐震診断を義務付けられた家屋というのは、そうした面積が大きなものということになると、一般の家屋については従来どおり、これ任意というふうに考えてもよろしいんでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 一般の家屋については、緊急避難輸送路とか、そういうものがございまず。今そこにおいては、建築事務所と協議をしておる状況でございます。

（「はい、承知しました」と12番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） はい。そのほか質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この3番目のところですが、参酌基準というやつがあります。これは市町村の条例で定めるといことが書いてありますので、市町村の判断で決める量なのかと思いますが、3分の1があつたり、2分の1があつたり、4分の3あります。この辺はどういう判断で3分の1にした、2分の1にしたというようなことになつとるんですか、4分の3もあるようですが。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 参酌基準、3分の1、2分の1がございまずが、これは国のほうで、全国的に検討された中での基準でございます。そこで、いろいろ、1番目でいきますと、市町村の中で6分の1以上から2分の1までの条例で定めますよというふうになってございます。

ただ、非常にここは難しい部分でございまして、参酌基準、これが国のほうでいろいろな中で検討されて3分の1と、また2分の1というような形で決められてきておるということでございます。そこで、郡上市としても、その参酌基準を使ったということでございます。それで、県内の状況も調べたんですが、ほとんどの市において参酌基準を適用しておるということでございます。

それで、今回のこの固定資産、3番目の今の件でございまずけど、ほとんどのところ郡上の中で、

今のところこういうような申告等々取得されたものはないと、ここにおいては、郡上においてはそういうものはないような状況であるということでございます。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

（「はい」と6番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） はい。質疑はよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第79号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第79号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第80号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程4、議案第80号 専決処分した事件の承認について（平成25年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第80号 専決処分した事件の承認について（平成25年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））、平成25年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成26年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いいたします。

平成25年度郡上市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,130万4,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ299億1,738万2,000円とする。

2は省略します。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

おめくりいただきまして、7ページ目をお願いいたします。

まず、第2表の繰越明許費補正でございます。民生費の児童福祉費の安心子ども基金の関係の子ども・子育て支援システム構築事業でございますが、ここでは補正後において426万3,000円ということでの補正後の金額になってございます。これは補正前、消費税5%であったのが、4月1日以降8%になるための補正でございます。

第3表、地方債の補正でございます。

ここでは一般単独事業債、内訳としては合併特例債でございます。補正後でございますが、12億9,820万円ということで、減額の770万円でございます。

また、辺地対策事業においては3億3,320万円ということで、690万円の減額でございます。

補助災害復旧事業においては3,440万円で、130万円の減額でございます。

合計において30億9,920万円ということで、1,590万円の減額でございます。これは事業費等の確定等によっての変更でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。詳細については、また利用概要のほうで説明させていただきます。

それでは、事業概要説明一覧表でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

1ページ目をお願いいたします。

まず、歳入でございます。この歳入の地方揮発油譲与税から中段から下でございます交通安全対策特別交付金までは、特に交付額の確定によるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

地方揮発油譲与税では、補正額で28万4,000円の減額でございます。

また、自動車重量譲与税でございます。356万7,000円の増でございます。

地方道路譲与税においては、1,000円の減でございます。

利子割交付金においては、減額の145万5,000円と。

配当割交付金でございます。ここでは907万9,000円の増ということで、非常に大きく増になっておるといふことでございますが、交付基準額が非常に大きく伸びたといふことで、地財計画では28%の増であったのが、92%ほどの伸びがあったといふことでございます。

株式等譲渡所得割交付金でございます。2,637万9,000円の増といふことで、ここが大きく伸びてございます。ここでは、地財計画では当初70%の減を見込んでおったといふ中で、交付基準額が非常にここも大きく伸びての交付金でございます。

地方消費税交付金では2,214万6,000円ということでございます。ここも2,214万6,000円と伸びてございます。見込みとしては、ほぼ見込みでございました安全率等を当初掛けてございますので、安全率の分が上回ったという状況でございます。

ゴルフ場利用税の交付金ということで、378万7,000円の減でございます。

自動車取得税の交付金で669万8,000円の増と。

また、地方交付税においては普通交付税が2億8,548万円ということでございます。

特別交付税においては、3億6,208万3,000円でございます。

地方交付税の震災復興特別交付税では1,000円の増でございます。

交通安全対策特別交付金においては34万2,000円の減でございます。

続いて、林業費分担金の林業用施設災害復旧費の分担金で11万2,000円の減ということで、事業費等の確定による減額でございます。これは和良の林道の笹洞線の関係でございます。

家畜診療手数料で360万円の減額でございますが、養豚農家の事業縮小等々による診療手数料の減でございます。

幼稚園就園奨励費補助金で23万円の増でございます。ここにおいては補助率の確定ということで、24.2%になったという関係でございます。

要保護・準要保護児童就学援助費補助金で1万円の増でございます。ここでは要保護の修学旅行の関係の対象が1名ということでの増でございます。

特別支援学級児童就学奨励費補助金でございます。1万6,000円の増でございます。ここにおいても、事業費の確定と補助率の関係の増でございます。

中学校費の関係の要保護・準要保護生徒就学援助費の補助金で2万8,000円の増でございます。ここにおいても、要保護の関係の修学旅行の関係で、対象児童が1名ということでございます。

続いて、特別支援学級生徒就学奨励費の補助金でございます。7万1,000円の減ということで、事業費の確定に伴う減額と補助率も31%になったということでございます。

続いて、伝統的建造物群保存対策費の補助金でございます。155万3,000円の減額ということでございますが、ここでは事業費の確定ということでございますが、修理・修景事業の補助金ということで181万円ということが主なものでございます。この修理・修景においては、4件ほど行っておるという状況でございます。

県の移譲事務の交付金で170万6,000円の減額でございます。これも交付額の確定によるものでございます。

続いて、自主運行バスの総合補助金40万6,000円の減ということでございます。バス運行の補助金額の確定による減額ということでございます。

地方消費者行政活性化交付金でございます。20万5,000円の増ということでございます。ここに

おいては、当初2分の1で補助率を積算しておりましたが、10分の10になったということでの増でございます。

放課後児童健全育成事業費の補助金でございます。3万5,000円の減ということでございますが、これは委員会経費の確定に伴うもので、昼と夜を1回ずつ行う予定でございましたが、夜の2回という形でのものがございます。

続いて、3ページ目をお願いします。

県市町村振興補助金でございます。140万円の増でございますが、がんばれ子育て応援事業でございます。

岐阜県住まい対策拡充等支援事業費の補助金で78万3,000円の減額ということで、事業確定ということでございます。当初は、3人の9カ月見ておったのが、実績がなかったということでございます。

中山間地域等直接支払交付金でございます。63万3,000円の減ということでございますが、この事業確定による減額ということでございます。確定が1,277万6,786平方メートルということでの確定でございます。

飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業補助金でございます。3万3,000円の減額ということで、これにおいても事業の確定によるものでございます。ここでは、もち米玄米色彩選別機の関係でございます。

経営体育成交付金で626万4,000円の減額ということでございますが、ここにおいても事業の確定ということで、白鳥地域の米穀乾燥調製、玄米色彩選別機においては、導入のとりやめということでございます。また、明宝においての玄米色彩選別機においては、自力での実施をされたということでございます。そこで、美並のセミクローラーにおいては事業の確定で135万円というものが大きなものでございます。

鳥獣被害防止総合対策事業補助金でございます。266万8,000円ということで、特に事業費の確定と補助率が増加したということでございます。ここでは最終的に確定したのが事業費の80%に対して、また当初は70%であったものが、89.4になったということでございます。

新規就農総合支援事業の補助金でございます。389万8,000円の減額でございます。ここでは新規就農者に対して年間150万円ということでの支援ということでございます。当初8人が6人になったと、その中で4人の方が1年間支援をできましたが、2人においては半年間の支援であったという中での減額が主なものでございます。

4ページ目でございます。

有害鳥獣捕獲奨励金で214万円の増額でございます。ここでは事業の確定ということでございますが、特に大きく伸びてるのはニホンジカで、約268頭ほどの増でございます。

森林整備地域活動支援交付金でございます。2,643万2,000円の減額ということで、大きく減額されております。事業費の確定に伴うものでございますが、過去に施業計画が立てられていた場所においては対象外というようなことがございまして、減額になっておるという状況でございます。

清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金でございます。56万6,000円の減額ということで、事業の確定で、これは白鳥と高鷲、明宝の関係で、未利用材の搬出促進の関係でございます。

持続的森林経営確立総合対策実践交付金においては、1,390万5,000円の減額でございます。ここも大きく減額して、事業の確定に伴うものでございます。特に、作業路の関係ですが、ここでは過去に交付金事業を受けた路線においては対象外というようなことになりまして、減額ということでございます。

緊急雇用の震災等雇用創出事業臨時特例基金の事業費補助金でございます。4万3,000円の減額というところでございます。ここでは事業の確定で、観光推進サポーターの関係でございます。

緊急雇用（重点分野）創出事業臨時特例基金事業費補助金で8,000円の減ということでございます。事業の確定で、郡上市の広報番組ラジオ放送の関係でございます。

続いて、緊急雇用（起業支援型）創出事業臨時特例基金事業費補助金27万6,000円の減額ということで、事業の確定で、明宝木工センターの確定によるものでございます。

放課後子ども教室推進事業費の補助金でございます。6,000円の減ということで、事業の確定によるものでございます。

続いて、5ページ目でございます。

林道災害復旧事業の補助金100万5,000円でございます。ここでは事業の確定に伴うものと補助率の確定によるものでございますが、特に補助率のほうは69%にかさ上げされたというものでございます。

防災教育推進事業委託金でございます。減額の5万9,000円ということで、事業の確定でございます。これは、郡上市の東中学と和良小、西和良小の防災教育推進校の関係でございます。

子ども自立支援トータルサポート事業の委託金ということで、10万3,000円の減額でございます。これも事業の確定でございますが、高鷲地域の保育園と小学校の連携によるトータルサポート事業の関係でございます。

基金利子でございます。5万円の減額ということで、基金利子の確定による減でございます。

物品売払収入でございます。1,042万8,000円ということでございますが、牧場運営方針の変更により販売単価の上昇に伴う販売収入の増額ということでございますが、これは水沢上の牧場の関係でございます。

有価証券の売払収入でございます。1,165万円ということで、ふるさと基金の債権の買いかえに伴う売却益の増額ということで、3億円の有利な債権への買いかえを行った上での収入でございます。

す。

ふるさと寄附金においては、元気づくり寄附金において2万円の増、また美しい農山村景観寄附金においては5万円、また支えあう安心な暮らし寄附金においては3万1,000円の増、香り高い伝統文化寄附金においては3万円の増、子どもたちの未来寄附金においては55万5,000円の増、また地域づくり寄附金においては20万9,000円ということで、平成25年度トータル的には46件ということで、590万7,000円ほどの御寄附をいただいたということでございます。

続いて、6ページでございます。

総務費の雑入で、县市町村振興協会からの交付金ということで1,738万1,000円の増ということでございます。これはサマージャンボ宝くじ交付金の決定によるものでございます。

続いて、総務費の雑入でございます。白鳥庁舎の耐震補強工事負担金で490万3,000円の減額でございます。ここでは当初NEXCOのほうから1,500万円の予定をしてございました。耐震補強工事、かなり安価に済んだという中で、3分の1のNEXCOからの負担金をいただいたという中で減でございます。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金でございます。ここでは497万1,000円の減ということでございます。ここで大きく減になったのが、ニホンジカが117頭ほどの減、また猿において129匹ほどの減というものは大きなものと、またイノシシにおいても金額的には大きいんですが、マイナス98頭というような形でございます。

合併特例債においては770万円の減額でございます。ここでは事業の確定による減額でございます。消防施設整備事業ということで、消防ポンプ車の更新とか、小型動力ポンプ積載車等の更新による事業の確定のもの、また高規格救急車更新事業、また消防デジタル無線等の事業の確定による分でございます。

辺地対策事業債においては690万円の減ということでございます。ここでは小型動力ポンプ積載車等の事業の確定による減でございます。

消防債の過疎対策事業債でございます。110万円の減額ということで、ここにおいても、事業の確定によるものでございますが、小型動力ポンプの積載車の関係でございます。

教育費においては、過疎対策事業債において110万円の増ということで、ここは明宝小学校の校舎等の耐震補強、実施設計業務でございますが、これに伴う増でございます。

林業用施設災害復旧債でございますが、130万円の減額ということでございます。ここでは事業の確定と補助率の確定に伴っての減額で、3路線でございます。

続いて、7ページにおいて歳出でございます。

歳出においては、まず職員給与費においては財源内訳の変更のみでございます。これは自主運行バスの補助金の確定によるものでございます。

地方消費者行政活性化交付金事業においては5万5,000円の減ということで、事業の確定に伴うものの減でございます。

郡上市の広報番組ラジオ放送事業でございます。8,000円の減でございます。ここにおいても事業の確定に伴うものでございます。

無線放送管理経費においては404万8,000円の減額ということで、事業の確定によるものでございますが、ここでは、特に修繕費等々においてバッテリー交換等のものと、また委託料において同報系防災行政無線の保守点検の事業確定によるものでございます。

財政調整基金積立金においては3万8,000円の減ということで、基金利子の確定によるものでございます。

減債基金積立金においては5億3,010万円ということでございます。25年度に繰入金と同額を基金のほうへ積み立てるという形でございます。

その他特目基金積立金でございます。4億361万3,000円でございます。ここにおいては公共施設整備基金への基金積み立てということでございます。特に、ここでは4億271万7,000円の増ということですが、今後公共施設の老朽化等々がございます。修繕とか、改築等々が必要になってくるという中での積み立てを行っていきたいというものでございます。

庁舎等の整備事業でございます。922万7,000円の減でございます。ここは白鳥の白鳥庁舎の耐震補強事業とか、改修の関係の確定によるものと、また和良の旧国保和良病院の解体の事業の確定による減でございます。

土地開発基金の繰出金で、2,000円の減ということで、利子の確定による減額でございます。

バス運行経費においては、財源の内訳の変更でございます。

また、地方交通対策経費においても、財源の内訳でございます。

地域公共交通確保維持改善事業も財源の内訳の変更でございます。

職員給与費（戸籍住民基本台帳費）においても財源の内訳、また旅券発行事務経費においても財源の内訳の変更でございます。

農業委員選挙経費として680万3,000円の減額ということで、執行経費の確定によるもので、無投票によるものでございます。

職員給与費（社会福祉総務費）でございますが、ここにおいても財源の内訳の変更のみでございます。

高校生等医療費の助成事業ということで2,840万4,000円の減額でございます。事業の確定ということでございますが、通院においては432件、また入院においては14件という形のものでございます。

がんばれ子育て応援事業においては、財源の内訳の変更でございます。これは振興補助金の確定

によるものです。

児童館の管理運営経費においても、財源の内訳の変更のみでございます。

住宅・生活支援扶助費でございます。78万3,000円の減額ということでございますが、これは、先ほど歳入でも言いましたように、対象者がなかったことによるものでございます。

職員給与費においては、保健衛生総務費でございます。財源内訳の変更のみでございます。

予防接種事業でございます。1,571万円の減額でございますが、ここでは子宮頸がんの関係が積極的勧奨を差し控えたということと日本脳炎の関係が1,500回というようなことでございます。

職員給与費で、農業委員会費でございます。これも財源の内訳の変更のみでございます。

農業総務費においても、同じく財源の内訳のみでございます。

9ページの経営体育成支援事業でございます。626万4,000円の減額ということで、事業の確定でございますが、ここで、先ほども歳入で言いましたように、白鳥の米穀乾燥、これにおいては導入の取りやめを行ったと、また明宝においては自力で実施をしたと、また美並のセミクローラーにおいては事業の確定によるものでございます。それに伴う追加的信用供与事業ということで、事業の確定で147万1,000円の減額を行っております。

新規就農総合支援事業でございます。389万8,000円の減額でございますが、ここでは新規就農者8名が6名になったということで、4名が1年間、また2名の方が半年間という支援でございます。

園芸作物の振興施設整備事業で42万円の減額でございます。事業の確定で、育苗ハウス3棟の関係でございます。

地場農産物の拡販奨励事業でございます。75万円の減額ということで、パイプハウスの助成の事業の確定でございます。実績が3棟ということでございます。

中山間地域等直接支払交付金でございます。74万3,000円の減ということで、事業費の確定ということでございます。面積等の確定によってのものでございます。

元気な農業産地構造改革支援事業でございます。77万8,000円の減額ということで、事業の確定でございますが、もち米玄米色彩選別機、これは白鳥のライスセンターの関係と、またトマトの雨よけパイプハウスの関係の確定でございます。

有害鳥獣対策地域力支援事業でございます。303万2,000円の減額ということで、事業の確定というものでございます。大きなものは電気柵の関係で、実績が2万2,961メートルが大きなものでございます。

総合鳥獣被害防止施設整備事業でございますが、これにおいては財源内訳の変更でございます。

鳥獣被害防止総合対策事業では96万1,000円の減ということで、事業の確定で、モンキードッグの関係で、3頭が2頭ということでございます。

家畜診療事業でございます。360万円の減ということでございます。事業の確定ということで、

養豚農家の事業縮小に伴う医薬材料の減ということでございます。

造林推進事業では、2,518万5,000円の減額でございます。特に、事業費の確定に伴うものですが、大きなものが間伐事業においては、実績において535.5ヘクタールであったという状況でのものがございます。

続いて、快適な森林空間づくり～里山整備モデル地区事業104万7,000円の減額でございます。ここにおいても、事業の確定によるものがございます。金額的に大きなものが、森林整備において4.69ヘクタールとなって、減額の136万円の減額ということが主なものがございます。

森林資源活用事業で135万9,000円の減額ということで、事業の確定でございますが、木質燃料ストーブ購入の補助金でございます。これが、実績が37件であったということでのものがございます。

森林整備地域活動支援交付金事業でございます。3,562万円の減額ということでございます。事業の確定ということでございますが、ここで、先ほども言いましたように、過去に施業計画が立てられた場所は対象外というようなことが影響してきたものと考えております。

持続的森林経営確立総合対策実践事業では2,126万4,000円の減額ということで、これ作業路の関係の事業の確定によるものということで、過去に交付金事業を受けた路線は対象外というようなことでのものがございます。

有害鳥獣捕獲奨励金事業でございます。13万8,000円の減ということでございます。事業の確定によるものですが、ここで大きな変動は、ニホンジカの関係が127頭の増になったということと、また猿においてはマイナス37匹というものが大きな要因でございます。

続いて、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業でございます。416万6,000円の減でございます。ここでも事業の確定ということでございますが、ここでは、特に大きなものは、まずイノシシ等が420頭になってマイナス80頭、また猿においては、これ済みません、「匹」でございます。180匹になりまして、90匹のマイナスというような主な要因でございます。

森林・環境事業における未利用材の搬出促進事業で113万1,000円ということでの減額でございます。ここでも事業の確定で、白鳥、高鷲、明宝の関係の未利用材でございます。実績が223トンであったという状況でございます。

緊急雇用（起業支援型）創出事業で、地域木材提供推進事業で27万5,000円の減額ということで、明宝木工センターの事業の確定によるものがございます。

職員給与費の商工総務費においては、財源内訳の変更のみでございます。

緊急雇用（震災等雇用）事業の観光推進サポーター事業でございます。4万3,000円の減額ということで、事業の確定によるものがございます。

続いて、職員給与費で土木総務費でございます。財源内訳の変更でございます。

また、職員給与費の都市計画総務費も同じく財源内訳の変更のみでございます。

宅地開発特別会計繰出金でございます。ここでは減額の545万1,000円ということでございます。ここでは、3月の19日に1件契約ができたという中での減額でございます。

職員給与費においては、常備消防費でございます。財源内訳の変更のみでございます。

消防施設整備事業でございます。1,572万5,000円の減ということでございますが、事業の確定による減でございますが、大きなものは備品購入費でございます。ここでは、25年度においては消防ポンプ自動車2台、また小型ポンプ積載車11台、また小型ポンプ1台の更新、非常に多くあったという中での事業の確定によるものでございます。消防車両整備事業でございます。財源内訳の変更のみでございます。また、消防デジタル無線の整備事業においても、財源内訳の変更でございます。

災害対策事業費においては174万7,000円の減額でございます。ここにおいても事業の確定によるもので、備品購入費で84万7,000円の減と、また負担金・補助等で90万円の減額でございます。

英語指導助手招へい事業においては、財源内訳の変更のみでございます。

防災教育推進事業で5万9,000円の減額でございますが、事業費の確定によるものでございます。ここは東中と和良小学校、西和良小の関係でございます。

子ども自立支援トータルサポート事業で10万1,000円の減ということで、これは高鷲地域の保育所と小学校の連携による事業の確定でございます。

スクールバス運行経費でございます。1,600万円の減額ということで、スクールバスの運行の事業の確定でございます。

要保護・準要保護児童就学援助事業でございます。6万3,000円の増ということでございますが、ここでは支給額の変更とか、また認定者数の確定によるもので、認定者数が81名の実績になったということでございます。

小学校の関係の特別支援教育推進事業でございます。13万円の減額ということで、認定者数の確定によるもので、実績が31名ということでございます。

小学校耐震補強工事においては、財源内訳の変更のみでございます。

中学校の関係の要保護・準要保護生徒就学援助事業でございます。50万円の減額ということで、支給額の変更と認定者数の確定による減額でございます。認定者数が65名という形でございます。

続いて、中学校の特別支援教育推進事業でございます。40万円の減ということで、認定者数の確定によるもので、認定者数が12名という実績でございます。

幼稚園就園奨励事業においては、財源内訳の変更のみでございます。

また、職員給与費の社会教育総務費においても、財源内訳のみでございます。

放課後子ども教室推進事業においても、財源内訳の変更。

また、伝建制度推進事業においても、財源内訳の変更でございます。

また、伝建修理・修景事業においては361万9,000円の減ということでございます。事業の確定の

減額でございますが、柳町用水漏水の修繕工事でございます。これは事業が不採択になったということと、また伝建地区の修理・修景事業、4件でございますが、確定のものでございます。

現年補助災害復旧事業（林業用施設）でございます。47万4,000円の減額ということで、事業費の確定でございます。3路線でございます。

公債費の公債償還利子でございます。減額の3,951万4,000円ということで、償還金利子の確定による減額でございます。一時借入金の利子でございますが、300万円の減ということで、一時借入金がなかったことによる利子の減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。歳入歳出について説明が終わりました。

質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 1点だけ教えてください。

53040の造林推進事業の関係でございますが、間伐事業が1,730ヘクタール見込まれておまして、3分の1の535ヘクタールという実績でございますが、近年では非常に少ない実績になったようでございますが、この見込まれておった状況と減額された状況はどんな理由だったか、1点だけよろしく。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 53040の造林推進事業の減の理由ということですが、これにつきまして間伐事業が大きく減ってございまして、計画では1,730ヘクタールという計画でございましたけど、実績につきましては535.5ヘクタールということで、1,194.5ヘクタール減になったというものでございますけど、ここにつきましては理由でございますけど、実績が経営計画内において搬出間伐の材料まで、ヘクタール当たり10立米以上のところの間伐の対象になるということになっておまして、実際の1,730ヘクタール、当初計画しておったんですけど、その中におきましては、この要件に該当するところが非常に難しかったというところで、間伐が減額されたということになっておまして、これが大きな理由ということでございます。

ただし、そのほかに森林環境税を使いまして、切り捨て間伐等のほうございまして、そっちのほうで施業をしておまして、全体における間伐の量というのは確保できたという状況でございますので、よろしくお願したいと思っております。

（「了解です」と10番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

（「はい」と10番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） はい。そのほか質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ちょっと1点教えてください。

11ページの災害対策事業費の中の防災士の資格を取得された方が34名見えるということなんですけども、これはよく広報なんかでも募集をされてみえて、そういう人たちが受けられたと思うんですけども、大体市の中で平均して受けられたのか、自治会長さんが多いのか、またその中に女性の方がもし見えたら教えてください。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 防災士については、やはり地域の自主防災組織の向上ということが目的でやってございます。その中で、34名の方が受けられてございます。特に、美並地域が多いということで、少ないところは1人ないし見えないというところもございますので、この辺を各地域に、今、自治会においても、今、自治会長会が行われておりますので、いろいろ啓発しておるということでございますが、2年目になって非常に多くの方がこのことについて取り組まれておって、自主防災組織の中で、やはり自分たちの身は自分たちで守るんだというようなことも出てきたかなというふうに考えてございます。

また、女性の方といたしますと、ここで女性の方も取られておる方はお見えになります。

（「何人ですか」と4番議員の声あり）

○総務部長（服部正光君） 人数ですか。

（「わかりませんか」と4番議員の声あり）

○総務部長（服部正光君） この中でいけば、2名はおられます。

○議長（清水敏夫君） ほかに質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番です。最初、1ページの真ん中あたりの普通交付税、特別交付税についてですが、2億8,000万円の普通交付税、これはほぼこれで確定なのか、まだ不確定もあるのかということと、それから特別交付税についてはかなり額があるんですけども、この理由等はわかりますでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 25年度の普通交付税、特別交付税においては、額はこれで確定してございます。ここで、昨年と比べると、普通交付税においては5億2,000万円ほどの減になっておると、また特別交付税においては昨年度と比べると、4,800万円ほどの減になっておるということがござ

います。これは、特別交付税においては、今年度除雪が非常に、雪が降らなかったという中で、ここで大きく4,000万円強ほどの減額になっておると、また普通交付税においては、昨年と比べると、5億2,000万円ほどの減になっておるとのことなんですが、基準財政収入額の関係で、24年度に非常に持ち株とか、債権の売却の中でございました。その関係があって、これだけの減額になったという状況でございます。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) たしか5億円ぐらいの予算ありました。それがそのまま反映するんですか。

○議長(清水敏夫君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) そのままではないんですが、まだほかで言えば、非常に多くの要因はございます。

ただ、その辺はいろいろ相殺されてくる分がございまして、基準財政収入額ではそういうような形でございます。また、財政需要額では、保健衛生費とか地域人口とか、下水道事業等々の個別算定部分も影響してくるといことで、要因としては、その部分は大きく要因しておりますが、全体ではいろいろ詳細、かなり項目がありますので、その中で多少の減額があったり増額があったりというようなことがございます。

○議長(清水敏夫君) よろしいですか。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) わかりました。

また、詳しく教えていただきたいと思います。10ページの上から3番目、4番目あたりです。森林整備について、かなりの減額になっております。聞きますと、対象外であったというようなことが理由になっただけなんですけども、それは仕方がないのか、そういう対象外があるところをわからないで対象としたのか、希望というか、その対象としたいところの申請を要請したらそういうものは出てこなかったのか、ちょっとその辺聞きたいんですが、かなりの額の森林整備、先ほど間伐等は一応確保してるといような話あったけれども、今大事なそういう森林の整備について、実際やれるのにやらなかったというのは大変残念な気がするんですが、その辺の事情について説明をお願いします。

○議長(清水敏夫君) 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長(三島哲也君) 53150の森林整備地域活動支援交付金事業、それから53153の持続的森林経営確立総合対策実践事業が大きく減額ということになってございますけど、この2点につきましては、現在の郡上市の状況を見ますと、非常に重要な事業ということは認識しております。

この事業でございますけど、上の53150のほうの森林活動交付金事業でございますけど、これは適正な森林管理と森林整備の推進を図るという目的のソフト事業でございます。メニュー的にはこの右のほうに書いてありますように、施業集約化の促進というのと、それから森林経営計画作成促進という2点のメニューでございます。

この当初の480ヘクタールと422ヘクタールという算出根拠でございますけど、実は、この交付金事業につきましては制度改正が行われておりまして、25年度につきましても制度改正が行われております。その制度が、内容が確定しましたのは平成25年の3月ぐらいということになっておりまして、25年度の予算要望をする段階におきましては、この制度の内容が確定しとらなんだという点が1点ございます。

そういう点から、24年度あたりのそのところの要綱をもとに、まず事業者の方から施業の要望面積等を集めましたところこういった金額になっておるといふものでございまして、どういったところが内容の変更にあったというところでございますけど、まず経営計画の策定がゼロになってございますけど、こちらにおきましては大きく言いまして3点の制度の内容の変更だということでございますけど、1点目につきましては、過去に施業計画が立てられた場所は補助対象外になったというところがございます。

それから、2点目でございますけど、この事業を使いましてやったものは翌年度までに経営計画を策定しなさいということがあります。

それから、3点目でございますけど、計画期間内に確実に間伐を実施しなさいよという3点の要綱の変更がございました。

そういったことを鑑みましたところ、改めて25年度になりまして、事業者さんに要望をとったところ、こういったところに該当するところについてはちょっとできないということで、残念ながらゼロになったということが大きな原因ということになっております。

それから、集約化の促進のところでございますけど、ここについても同じでございまして、4点ほど大きな原因がございます。

それは、1点目でございますけど、まず対象の地域の森林の経営計画が立てられておるといふところが1点目でございます。

それから、2点目ですけど、同じく翌年度までに間伐を実施することが加えられたこと。

それから、3点目でございますけど、間伐の補助が搬出間伐、ヘクタール当たり10立米が必要とされるということになっております。

それから、事業費の積算の方式が実行経費方式ということになったというような点がございまして、こういったところを加味しましたところ、実績の面積が非常に少ない56.37ヘクタールですか、ということになったというものでございます。

それから、次の53153の持続的森林経営確立総合対策実践事業でございますけど、これにつきましても同じような内容のものでございまして、25年度の3月の要望する時点では事業が、これも要綱が固まっておりますませんでした。

これは、実は前年度まで、今説明しました交付金事業の中で行っておったものでございますけど、25年度からは新たにこういった事業として一本立てしたというものでございますけど、これにつきましてもそういった状況で、要望時点は過去の事例等から、事業者さんから数字というか、実績、要望額を集めたというものでございますけど、それにつきまして、内容につきまして確定したところで変更になったというところが4点ございまして、1点目としましては、対象が交付金協定の森林のみとなったということ、それからこれは作業路の改修という事業でございますけど、過去に交付金事業を受けた路線は対象外となったこと、それから簡易な改良等については認められなくなったこと、それから補助単価等についても変更されたということが大きなことになりまして、そういったところを加味しましたところ、実際にできましたところが8,200メートルというふうな実績になったというものでございます。

以上が大きな原因になったところでございますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） もう一回だけ。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 1回だけやんな。どちらも非常に大事な事業であるのに、どうも条件がぎりぎりになって変えられたということで、そのやり方が僕は問題だと思うんよね。国なり県の方針がね。そういうことで、全くけしからんなと僕は思っどるんですけども、その場合に、もしやるんなら、そういうことを事前にきちんと条件をはっきりさせてやらなきゃならないということを思いますし、その分を今年度、26年度に何らかの形で実現できるような方向で、ことし、予算はもう既にあれなんですけれども、内容的になっどるのかどうかだけ確認したいと思います。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 非常に内容がしにくいというような制度的になったというようなことがございまして、県のほうとも要望等がございまして、そういった中において実情に応じた制度にしてほしいというのは、県や国のほうには要望をしておるということが1点でございますし、それから26年度におきましては交付金事業についても内容がある程度、またこれから説明がありますので、詳しいことはわかりませんが、内容が変更されるというようなことも聞いてございます。

それから、その次の持続的森林経営確立総合対策事業につきましては、この事業につきましては25年度で廃止になりまして、また前のおり、上の森林整備地域活動交付金事業のほうに組み込まれまして、使いやすいような事業ということになるというようなことで、このことについても今

後説明会が、詳しいことがございますけど、そういったことで移行されるということになっておりまして、なるだけ使いやすいようなことになるというようなことは思っております。

以上です。

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） それでは、まだあるようでございますので、10分間ほど休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

○議長（清水敏夫君） 会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（清水敏夫君） 質疑を続行します。質疑をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 1点だけお願いします。

12ページの伝建に関する事なんですけれども、この柳町用水漏水修理工事が200万円、これは不採択になったということなんですけれども、ここは地域の方が毎日掃除しながら、しかもその水が今度は防火用水へ来るとというような重要な水でもございますが、これはどの程度の漏水があるのかわかりませんが、この点について不採択になってそのまま放置するわけにはいかんと思うんですけれども、この新年度において、この辺の対応はされるのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 今お話のございましたとおり、当初柳町用水の漏水修理というのをこの事業で何とか取り込めないかということで協議をしておりましたが、こちらは漏水の修理ということになりますと、維持管理の部門に入るとということで、この事業では採択ができないということでございました。

それから、この水路でございますが、昭和の終わりぐらいから平成2、3年あたりぐらいということで、25年ほど経過をしてきておりますので、今大きな漏水ということではございませんけれども、今議員おっしゃいましたとおり、大切な用水でございますので、別事業等をまた考えまして、整備はしていかないかというようなことは考えております。

以上です。

(「はい、了解です」と15番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) はい。そのほかございますか。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 13番 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) 13番です。先ほどの野田議員の質問に関連するんですけども、森林経営計画作成促進で422ヘクタールの1,900万円、25年の3月に変更になったからという話ですけども、実際のところ、この経営計画作成促進ということを林業家にしっかり説明されていたのかということもありますし、こういった助成金が出るよということも、それからその制度が決まったからなくなったというものではないと思うんですけども、例えば森林組合さんからやってみえることだと、この経営計画を立てて、実際間伐されてみえるところがあると思うんですが、別の理由で、僕はゼロになってるんやないかなという気がするんですが、制度が変わったからじゃなくて、初めからこういう事業がどういうふうに捉えてみえたかということをちょっとお聞きしたいと思うんですけども、私自身も平成24年に森林経営計画を立ててますので、そのときにもこの作成促進の助成金が出るという話も出なくなったという話も何も連絡をいただいてません。

ですから、その辺のちょっと捉え方が違うんやないかなという気がするんですが、もう一度詳しい説明をいただけませんか。

○議長(清水敏夫君) 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長(三島哲也君) 森林整備活動支援交付金事業でございますけど、これは国の当然事業でございますので、国のほうに要望をしていくということになりますけど、当然郡上市としましては事業を把握するときにも、先ほど申しましたように、前年度末に要望をとるわけですけど、それに当たりますとは、郡上市におきましては、県の林務課のほう、あちらのほうと共同しまして、林務課のほうが市内の事業者のほうに事前調査を行っておるということを知っておりまして、そういったことをもとに、この郡上市もその数字に基づいて要望をさせてもらっておるのが実情でございます。ということで、郡上市としましては、そういった制度説明については県と共同して事業者さんのほうに要望をとつとるというふうに理解をしておりますし、そういうふうに理解をしております。

それで、経営計画自体が行われているかいないかという点でございますけど、この交付金は使わなかったけど、経営計画をされたという面積というのはありまして、数値を申し上げますと、25年度末、3月末時点で経営計画自体があるのは1万3,943ヘクタール、経営計画がされております。

それから、集約化につきましても2万5,923ヘクタール集約化と、そういうことがされておまして、この事業を使って、交付金をもらつとるところは少ないんですけど、実際に24、25年度におきましては、経営計画、集約の計画についてはできておるということで、それに基づいて、この間

伐等が行われておるといふふうに理解しておるものでございます。

ですので、制度的について、事業者のほうにということにつきましては、先ほども申しましたように、県のほうの郡上の林業事務所のほうを通じて、事業者さんのほうに案内がなされておって、それに郡上市も基づいて予算要望をさせていきますし、そういうことがなされておるといふようなことでございますし、市としましては機会があるときには、そういった説明もしていったるものといふふうに思っております。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 今の説明を聞きよっても、よくわからないんですけども、先ほど言われた25年の3月に制度改正があつて422ヘクタールがゼロになつたと言われましたので、実際のところは、この制度を作成促進といった事業を使ってやろうとしてみえなかつたということじゃないんですか、皆さんが。この制度そのものの周知がなく、だから今何万立米もやってみえるんですけども、その中で施業計画に入つたからという説明じゃなくして、僕は、この制度の周知がなされてなかつたんじゃないかなと、そうでなかつたら経営計画、先ほど1万何立米も立ててみえるというんなら、該当するところがあつてよさそうな気がするんです。その辺のところは経営計画を立てる前にこういう交付金、こういう制度がありますよという説明はしてなかつたんじゃないかなという、そう思うんです。制度が変わつたからゼロになつたよという説明はちょっと違うんじゃないかなという気がするんですが、どうですか、その辺は。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） このいわゆる森林整備の地域活動支援の今のお話でございますように森林整備計画の関係でございますけれども、なぜここまで大きな金額が最後まで残されて、最後の専決処分になつたということでございますが、今ほど部長が説明しましたように、まず1点は制度改正があつて、25年の7月に説明会を開いたということございまして、当然24年度以降からも含めまして、森林経営計画というものは森林組合を含めまして、事業主体の方々に行つておつただくわけでございますけれども、1点は、いわゆる次年度以降にすぐ速やかに間伐をやるということの条件があつたといったことから、この森林整備計画をつくつた、森林計画をつくつた場所において、次年度の計画との整合性を図る上で交付金対象になるのかならないのかという協議をずっと森林組合と、あるいは事業体と進めてきた中でいろんな条件、先ほど変更条件がございまして、これはちょっと厳しいんじゃないかなろうかというようなことから、補助事業ではなしに、まず単独でやられたというようなことで、本来もう少し最初からうまい方法をとつておれば交付対象になつたんでしようけれども、その交付対象、いわゆる交付申請等々の手続的なものも含めて、若干煩雑になつたというような部分もございまして、最終的に落とされたということございまして、我々とい

しましても何とか補助金が出せるような形で持っていつてもらいたいというようなことでせめておったわけですけども、結果としてそうならざるを得なかったということで、これについてはもう少し制度等々に精通しまして、いろんな考え方をしていく必要があるのかなということを思っておりますので、お願いをいたします。

(「はい、了解」と13番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) そのほかありましたね。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 5番 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) 今の質問事項の下の有害鳥獣の53220と、それから53251、この2つを含めまして、捕獲者に申請を受けてから支払いが3カ月以内に支払うというふうに前年度はお話聞きましたが、今年度スムーズにそれが行われていたかということと、それからもう一つ、これを含めまして地域別の捕獲の一覧表があったら、後で結構ですので、いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(清水敏夫君) 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長(三島哲也君) 支払いの関係ですか、請求があつて支払えておるかというところですか、これちょっと実情を確認しましてお答えしたいと思います。

それから、捕獲数につきましては資料でございますか、地域別で。

(「はい」と5番議員の声あり)

○農林水産部長(三島哲也君) 25年度の実績ということですか。はい、これについても出すようになりますので、よろしくお願ひします。

○議長(清水敏夫君) 兼山議員、後からということによろしいですか。

(「はい」と5番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) はい。では、そのほか。

(発言する者あり)

○議長(清水敏夫君) 4回まで許可をしましたので、恐縮ですが。

(「ああ、そうですか」と6番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) はい。また、後ほどお聞きをいただければと思います。それじゃ、いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) それでは、これで質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第80号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。議案第80号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、先ほどの5番 兼山議員につきましての質問につきましては、後ほど資料にて配付をお願いいたします。

◎議案第81号について(提案説明・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程5、議案第81号 専決処分した事件の承認について(平成25年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号))を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 議案第81号でございます。専決処分した事件の承認について(平成25年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号))、平成25年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。平成26年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。議案の1ページをお願いいたします。

平成25年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,484万7,000円とする。

2項は省略をさせていただきます。

お配りがしてございます事業概要説明一覧表の13ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の予算の専決でございますけれども、まず歳入でございますが、国庫支出金、国庫負担金のうち、療養給付費等負担金の現年度分でございますけれども、補正額が1,800万円の減でございます。変更申請に伴います減額というところでございますが、国の定率国庫負担分32%相当の実績でございます。

続いて、同じく後期高齢者支援金の負担金でございますが、1,500万円の減額でございます。同様に、変更申請に伴います減額でございますが、国の定率の負担分の32%相当でございます。

次に、前期高齢者の交付金でございますが、4,700万円の増でございます。交付金の確定による増額でございます。これは、前期高齢者であります65歳から74歳までの被保険者数に応じまして、財政調整のための調整がなされ、社会保険診療報酬支払い基金からの交付金でございます。

歳入の補正額がトータルで1,400万円の増ということでございます。これに対しまして、歳出のほうでございますけれども、保険給付費の療養諸費のうち、一般被保険者療養給付費でございますけれども、これは財源内訳の変更でございます。

次に、高額療養費のうち、一般被保険者高額療養費でございますけれども、2,300万円の増額でございます。実績に応じた形で、推計の中で増額をお願いをするものでございます。ちなみに、前年対比でございますが、この一般被保険者の高額療養費につきましては110.5%という伸びでございます。

次に、後期高齢者支援金でございますが、こちらも財源内訳の変更でございます。予備費としまして900万円の減額ということで、歳出の補正合計1,400万円の増額をお願いをするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第81号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第81号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第82号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程6、議案第82号 専決処分した事件の承認について（平成25年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第82号 専決処分した事件の承認について（平成25年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（専決第1号））、平成25年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成26年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いいたします。

平成25年度郡上市の宅地開発特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,735万円とする。

2は省略させていただきます。

概要表の14ページの最後でございますけれども、歳入でございますけれども、土地売払収入としまして、補正額546万1,000円の増でございます。この件につきましては、平成26年の3月19日に契約が成立したことによる増額でございます。

一般会計繰入金としまして、マイナス545万1,000円でございます。

歳出でございますけれども、宅地分譲事務経費としまして1万円でございます。これにつきましては、登記手数料でございます。

それから、次の公債費償還元金でございますけれども、財源の内訳の変更によるものでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第82号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第82号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第83号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） ここで議案第83号について、氏名入りの議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（清水敏夫君） それでは、日程7、議案第83号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいま配られました住所、氏名入りのほうでお願いをいたします。

議案第83号 郡上市教育委員会委員の任命同意について、郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成26年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

今般のこの任命同意の提案につきましては、現在の教育委員1名、大和町剣の畑中かよ子委員の任期が平成26年5月13日をもって満了となるため、新たに委員を選ぼうとするものでございます。

議案にありますように、今般委員にお願いをしたいという方でございますが、住所は、郡上市白鳥町白鳥1108番地1、清水るみ子さんでございます。生年月日はごらんとおりです。

今般、任期満了となる委員が女性であるということでございます。そういうことから、女性ということを念頭に選考をしてきたわけでございますが、この教育行政の組織、運営に関する法律では、「人格が高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有するものうちから、任命する」ということでございます。

清水るみ子さんでございますけれども、主なこれまでの経歴ということで、学校教育関係におきましては、近年、平成24年度から25年度におきましては、白鳥中学校、白鳥小学校におきましての学校評議員をお務めでございます。また、社会教育関係におきましては、合併前から合併後の平成22年度まで8年間の長きにわたりまして社会教育委員をお務めでございます。また、このほか白鳥町文化協会の副会長をお務めで、また平成21年度、22年度には郡上市文化協会の理事、また白鳥町国際交流協会の会員としても、そういう方面でも御活躍の方でございます。

先ほど申し上げました法律の委員としての的確性に十分な方であるということでの選考でございます。法律の中には、いわゆる年齢、あるいは性別、職業等に偏りが生じないようにということでございますが、その等の中におきましては、郡上市としての地域的なものの、これは最も重要な、そういうふうなことばかりで考えることではございませんが、そういうことも考慮しながらの選考ということでございます。

任命同意につきまして、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第83号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第83号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第84号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程8、議案第84号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 議案第84号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について、郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、他法令との整合を図り、罰則の適用関係を明確にするため、この条例を定めようとするものです。

1枚めくっていただいて、条例本文があります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するということでもあります。

新旧対照表のほうをごらんください。

火災予防条例の第50条の第1項ですが、アンダーラインの部分ですけども、旧のほうでは、「以下この条において同じ」となっておりますが、新のほうで「以下この項において同じ」というふうに変更するものであります。

この旧のほうでは、第2項がありません。今回、この第2項を加えさせていただくということで、この第1項の「条」を「項」に改めるということ、2項を加えることによって「条」を「項」に改めるということでもあります。

それから、第2項を加えるわけですけども、「法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。」という2項を加えるものであります。

この火災予防条例につきましては、先般の3月議会で改正を行っております。3月議会の時点の改正の内容についてですが、昨年、平成25年の8月ですが、京都市の福知山の花火大会、露店の爆発事故がありました。これを受けまして、催し物の会場や露店に消火器の準備をすることや屋外における催しの防火管理体制の構築を図るということで、3月には火災予防条例の改正を行ったものです。

先般の3月の開会中に総務省消防庁のほうから、この火災予防条例について一部訂正というものがありました。日付が3月11日付に第1回目の訂正が入りまして、それから3月26日付で2回目の一部改正というか、一部訂正の通知がありましたので、これに基づいて、今回この臨時議会で改正をさせていただくものです。

まず、50条の第1項の下から2行目ですけども、「前条の違反行為をしたとき」というふうにありますけども、この前条というのは第49条ですが、これ罰則規定であります。この罰則規定には、4項目あります。1号から4号まであるわけですけども、先般の3月議会で4号を追加しました。その4号というのは何かといいますと、「火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者」というものが4号としてつけ加えられました。こういった計画を提出しなかった場合は、罰則規定があるということでもあります。

「前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。」ということですけど、行為者というのは、計画を提出しなかった本人ということになります。一応前回の改正の部分では、防火担当者というようなことになります。その後の「その法人又は人に対して」ということですけど、これは消防庁が指定する指定催しを主催する、例えば〇〇

実行委員というようなこととなります。

それから、第2項のほうですけど、なぜこの第2項がつけ加えられたかという理由ですけども、法人でない団体への罰則自体は条例により定めることができているわけですけども、法人でない団体に対する訴訟行為の手續に適用される法律がないということです。一応現時点では、刑事訴訟法には、この「被告人又は被疑者が法人である場合」が規定されておりますけれども、法人でない団体に対する訴訟行為の手續に関する法律がないということで、この規定、第2項を加えて刑事訴訟法、これ第27条のことではありますが、これを準用して手續を明確化するということでもあります。

この第2項の規定ですけども、慣例的なものということで、ほかの法令でも見受けられるものです。第2項の「法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には」とありますが、法人でない団体ですので、例えば今回の場合ですと、指定催しを主催する、先ほど言いました〇〇実行委員会等ということでもあります。

それから、「その代表者又は管理人が」ということになってますけども、今回ですと、実行委員会の委員長等ということになります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 法人でない団体という、そういうくくりですと、例えばの話で、いろいろと考えられるわけなんですけど、学校の運動会とかでも、例えば先生とかがにぎやかに露天商に来てくれよということを言わなくても、露店の場合は校庭の中にも入ってきて、例えば露天商を開かれる場合ということがよくあります。それは学校によって違うと思いますけど、そういうような場合はどうかということと。

あと、その場合は、例えば学校長がその責任者になるのかということか、もしくは教育長がなるのかということあたりの見解を教えてくださいたいことと。

そしてまた、特に神社等においてはお祭り等で、そこもちろん勝手に入ってくる場合もあるんですけども、露天商が、よくにぎやかにしたいからという形で、その露天商のリーダーといますか、そういった方に氏子のほうの総代の方が、その団体等を例えばされて、軽い気持ちで電話を入れて、来てくださいますよというような場合もあるということもありますから、例えば法人の場合ではいろんな講習会をやっておりますから、こういう規定のことは周知されると思うんですけども、例えばお宮の氏子さんとか、学校の場合とか、そういうことの学校長とか、そういう場合にもどのような周知をまたされるような考えを持っておられるのかという場合、その2つのケースの場合とその周知の仕方についての3点をお聞きします。

○議長（清水敏夫君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） まず最初に、消防庁が指定をする指定催しというものはどういうものがあるかといいますと、一応、今現在、予定をしておりますのは、要は露天商、一応その基準みたいなものが国から示されておまして、大規模なものということになっております。

大規模なものはどういうものかといいますと、露天商が100店舗前後あるものというものが大規模のものであるということでありますので、一応当市消防本部が予定しておりますのは、徹夜踊りを指定催しに指定しようというふうに予定をしております。

それから、今御質問のありました、例えば運動会の行事の中で、そういった露店等が入った場合、責任はどなたにあるのかという質問やったと思いますが、これは主催をする責任者、代表者ということでありますので、学校の運動会であれば、当然校長先生ということになると思います。

それから、PRというか、今回この火災予防条例が改正されたという一般市民というか、該当関係団体、該当者等に対するPRというか、周知徹底のほうですけど、これは広報誌のほうでPRをしていきますし、それからあと露天商については、岐阜の露天商組合というのがありまして、この露天商組合に加入をしてないと、露天商として県内のそういった催しに参加、出店できないということになっているということですので、露天商組合に対しては、既に昨年から岐阜市消防本部が代表をして、例えば消火器を露店に備えつけてくださいとか、あとは消火訓練を実施してもらったり、それから今回このような改正は、これは全国規模で当然やられますので、こういった改正についても露天商組合の中で徹底を図っていくということにしております。

それから、小規模の今言われました小学校の運動会とか、それから地域のお祭りとかといったときの露店についてなんですが、これは基本的に、もし露店を出店する場合は消防署に届け出をしてくださいという改正も先般の3月議会で行いましたけども、この辺についてもいろんな広報手段を使って周知徹底を図っていきたいと思っております。それで、届け出をしていただくということですので、防火管理については、その時点で消防署のほうで内容を見て指導をしていくという予定でおります。

以上です。

（「はい」と1番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第84号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第84号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第85号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程9、議案第85号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第85号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いします。

平成26年度郡上市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273億6,756万4,000円とする。

2は省略させていただきます。

それでは、事業概要説明一覧表をお願いいたします。

1ページ目でございます。

歳入でございます。

総務管理費補助金でございます。子ども農山漁村交流地域活性化モデル事業補助金でございます。これは263万円の増ということで、平成25年度の国の補正予算事業の事業認定に伴う増額ということで、補助率は10分の10でございます。詳細は、また歳出で説明させていただきます。

財政調整基金繰入金で170万5,000円ということで、財源として基金からの繰り入れでございます。

農林水産業費雑入でございます。市有財産損害保険金でございます。22万9,000円の増ということでございます。ここで、1つ、補正理由のところで御訂正願いたいんですが、「2月4日」とな

っていますが、「2月8日」をお願いいたします。これは水沢上牧場の牧場管理用の軽トラックが凍結スリップ事故によっての車両保険金でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、2ページ目でございます。

歳出でございます。

子ども農山漁村交流地域活性化モデル事業として、平成25年度の国の補正予算の関係でございますが、これは郡上・田舎の学校にコーディネーター1名を配置して、旅行会社との連携によって、郡上市の自然とか、農林業、郷土料理と伝統文化の地域資源を生かした体験プログラムを実施していききたいということでございます。事業費の内訳は、下に書いてございます。

それと、高齢者地域見守りモデル事業でございます。74万円の増額ということでございます。これは、水道メーターを活用した高齢者見守りモデル事業の実施ということで、社会実験的に小那比地域で行っていききたいということで、これ別資料が皆さんの手元についておると思ひますので、ごらんいただきたいと思ひます。

牧場管理費でございます。89万4,000円でございます。ここにおいても、「2月4日」とありますが、「2月8日」に御訂正を願ひます。凍結したスリップ事故に伴う水沢上牧場の管理用軽トラックを更新するというものの89万4,000円の増額でございます。

商工会活動事業でございます。30万円の増額ということでございます。これは商品券の発券経費に対する助成ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（清水敏夫君） 資料の説明を行っていただきます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お手元にお配りをしてございます高齢者地域見守りモデル事業、新規で願ひする事業でございますけれども、この事業の概要について御説明を申し上げたいと思ひます。

まず、目的でございますけれども、生活に密着した水道水に着目をいたしまして、ひとり暮らし高齢者の安否確認を行うということ、あわせてこれに使用します機器を介して、ふるさとを離れて市外でお暮らしになってみえるひとり暮らし高齢者の親族と地域のつながりを強化したいということ、あわせて地域・家族・関係団体、また行政が一体となった地域見守りシステムの構築を目指すための社会実験として取り組みたいというものでございます。

その狙いは大きく3点ございまして、1つ目が、ひとり暮らし高齢者の安否確認というものでございます。これまで市のほうでは緊急通報システム等々を利用しながら、安否確認というようなどころで取り組んでいるところでございますけれども、この緊急通報システムにつきましては緊急時にボタンを押さないと通報できないと、このうち火災の場合については消防署のほうへ自動通報さ

れるといったこともございますが、いわゆる高齢者みずからの行為によらなくても、安否確認が24時間体制で行うということができるといところが一つの特色でございます。

2点目が、市外に住む親族と地域とのコミュニティ形成というところでございまして、故郷を一旦離れますと、地域とのつながりが希薄になってくる、そんな傾向がある中で、このシステムを介しまして、地域の住民とのつながりを強化し、将来的にはぜひとも郡上市、いわゆる故郷に戻ってきていただきたいと、そんなところの環境づくりを進める一環としても、この事業に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そして、3点目が、地域における高齢者の見守りの仕組みづくり、これのモデルとして取り組みたいというところでございますけれども、今市内の各地域においてはいろんな見守り活動が展開をされておるところでございますけれども、この見守り活動の仕組みづくりということで、資料には、このイメージとして簡単な略図を設けてございますけれども、民生委員さんであるとか、医療、介護、保健の関係者であるとか、シニアクラブ等の地域の関係団体であるとか、お隣近所、また今ほど申しました遠くに住んでおみえになる親族等が互いに見守り合う仕組みづくりとして社会実験を行いたいというものでございます。

そこで、システムの概要でございますけれども、水道水の利用状況を監視し、異変があった場合については関係者、具体的には遠くにお暮らしの御親族であるとか、行政であるとか、場合によってはお近くにお暮らしの協力員であるとか、この協力員といいますのは、今緊通の場合にお近くの方、2世帯に御協力をいただいていると、そんなところの方へメールをもって通報することによって安否確認が可能になるというものでございまして、一定時間以上、これは時間設定は可能でございますけれども、水道の使用がなかった場合にメールが送信されるといったことであつたり、1時間以上水道使用が続いたような場合、こういった場合についても通報がされるということ、さらに朝初めて蛇口をひねって水を使った場合に、その時点で通報がされると、そのような利点があるシステムでございます。

この事業による事業効果でございますけれども、まず、先ほど申しましたように、人と人がつながることができるということ、それから見守りの担い手の育成というものにもつながってくるといふこと、それから場合によっては、あつてはならんことでございますけれども、孤独死の防止につながるということ、そして何よりも安全・安心な生活の確保、そういったような環境づくりができるということ、そんなところの期待をしておるところでございます。

そこで、これはあくまで予定でございますけれども、このモデルを実施する予定の地域については小那比、野々倉地域を、今現在、想定をして、10戸について機器を設置をしていきたいというふうな考え方を持っております。

この地域を選定をした理由でございますけれども、市内でも高齢化率が最も高く、ちなみに小那

比地域でいきますと、61%、野々倉でいきますと、89%という高齢化率のある中で、ひとり暮らし老人の方が比較的他の地域よりも多い、こんなところでの実験をさせていただきたいというふうに思っておりますし、今この小那比、野々倉地域にあつては、集落総点検夢ビジョン策定モデル事業、こういったところにもお取り組みをいただいております、地域のコミュニティの再構築と、そんなようなところの課題も持っておみえになるというところで、小那比、野々倉地域をモデル地域にして使用させていただけないかというところでございます。

費用につきましては、予算計上額が74万円というところで、具体的にはシステム設置に係る費用として1戸当たり5万円の10件分、さらに役務として通信費、いわゆるメール送信に係る費用でございますけれども、月額当たり2,000円の12カ月分、1年間を予定してございますけれども、その10件分ということで24万円の計上をさせていただきました。

なお、機器代につきましては、協力業者からの無償提供と申しますか貸与と申しますか、そういった形で対応をしていきたいというふうに思っております。

なお、このモデル事業でございますけれども、市が連携協定を締結してございます岐阜大学の地域科学部の教授のほうの支援もいただきながら、当面1年間の実証実験として、その効果等について見きわめをしていきたいという事業でございます。

簡単でございますけれども、この事業の概要について御説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 以上で説明が終わりました。

質疑を行います。ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 1点だけ、今の子ども農山村のほうですが、資料、何にもついておりませんが、もっと具体的に田舎の学校はどんな学校で、どのようにされて、エリアはどのようにされるのかと、この需用費の委託料の内訳は書いてあるとおりで把握できますけど、もうちょっと具体的にわかりやすく説明をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 済みません。資料はお配りをしておりませんので、申しわけありません。これは、郡上では御承知のとおりですけども、平成10年より前くらいから、郡上の豊かな自然を活用して、さまざまな体験メニューを用意されて子どもたち、あるいは都市部の皆さんにそうした新しい体験型のそういう旅行といいますか、そういう環境教育といいますか、そういうものを場を提供してきておるところでございますけれども、平成20年にちょうど今の事業、子ども農山漁村交流プロジェクト事業というものが創出されたときに、それで郡上八幡・山と川の学校というのが

中心となりまして、今の郡上市の全体で言いますと、12団体くらいが連絡協議会をつくられて、より広い受け入れ体制整備をしようというふうな取り組みがなされました。

そこにおいて、個別の事業体を超えて、郡上・田舎の学校というふうな名前を持った連絡協議会といいますか、連合体において郡上の受け入れ整備を行い、また商品開発をし、販売をすると、こういうふうな取り組みがなされてきたわけでありますけれども、やはり当時のそうした支援事業が途切れまして、近年はこの事業が少し停滞をしておると、個別のそれぞれの団体では非常に盛んに今やってみえるわけですけれども、しかし、全体が横の連携をしながら、また多くの企画商品開発、そして販売に出向くということが少し弱ってきているということが現状としてあったということでもあります。

それに対しまして、ちょうど国の25年度の補正予算の中で、この子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業というのがちょうど復活したような形でありまして、これは総務省と文科省と農水省の連携事業でありますけれども、郡上市に対しまして東海農政局を通じまして、かつてこうしてやっておったものをさらに高めてやってもらえないかと、こういうふうな打診があったわけであります。これが3月の下旬でございまして、関係者と協議をして早速申請をさせていただいたと、こういうことでもあります。現在のところ内々にこうした対応、予算の措置がしていただけないかというふうなことでいただいております。

それで、具体的に言いますと、先ほど申し上げました団体で言いますと、山と川の学校でありますとか、メタセコイアの森の仲間たち、あるいは民宿女将の会、ビスターリマーム、白鳥民宿の会、グリーンスペースですか、めいほう高原自然体験センター、あるいは産業振興公社、ラフティンダースシップ、牧歌の里等々の団体が連絡協議会をつくりまして、今の郡上・田舎の学校を再度毎月の連絡調整の会、あるいは商品開発の会を起こしまして、これを特にJTBと連携をしまして、商品化をし、販売をするということでございます。

今回、頭が270万円を上限として、9団体が全国で募集されたわけでありますけれども、今回の予算263万円の内訳といたしましては、ここにありますように、このコーディネーター職員としまして16万5,000円の12カ月、それから旅費というのは、これは外部に大いに営業に出向くということと、もう一点は、先進地を協議会として視察されるという経費でございます。

その他の活動経費の35万円ですか、これにつきましてはモデル的に誘致をしまして、そして一定の何と申しますか、モニターツアーを企画して誘致し、そのものをこちらとしては一つの研究材料とし、また情報発信をしていくと、こんなような構成で取り組んでいきたいというものでございます。よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） はい、ありがとうございました。コーディネーター1名はどのような方を予定されておられるのか、もしわかれば教えてください。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） このコーディネーターにつきましては、非常に専門性の高いところでございます。現在は郡上八幡・山と川の学校において、そうした業務に従事しておられる方、その方にこちらに当たっていただくということで、ただし、我々としても、その山と川の学校と郡上・田舎の学校というものの業務の切り分けをしっかりと、そして取り組んでいただくことにしておりますけれども、いずれにしても、山と川の学校での経験のある方が、現在、想定をされております。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

（「はい」と10番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑を続けます。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 1点お伺いします。

商工会の商品券の商工会活動事業に30万円の補正をいただいた件でございますが、前の議会におきまして、その問題点につきまして早速、早々に取り組まれたことに関しまして大変評価をされることと思っておりますし、商工会のほうも大変喜んでおるのではなかろうかと、財源的に、そのように察しておりますが、このたび30万円をされたということで、1万円当たりはといいますと、多分4万3,384枚分ぐらいで、約2,160万円分ぐらいの商品券を印刷する分の経費に当てられるというふうに思うわけなんです、これ毎年毎年続くと申しますか、この子育て支援、そして高校生等医療助成事業というものは、ある程度恒久的に続く政策でございますから、これを毎年当初予算から組まれていこうと思っているのかどうかということが第1点お伺いしたいことと。

先ほどの一般会計補正予算につきまして、この高校生の医療費助成事業ですけど、2,800万円もの減額をされたことが現実であるということから、この事業の内容についてはお伺いしませんが、こうした減額が半分以上といいますか、3分の2の予算減額がされるということから、これ来年、また当初予算にお願いしたときに、この30万円というものは、今度は逆に大きくなる助成費になるんですね。

ですから、そのあたりどのような考えでおみえになるか、もしくは私、少し前に申し上げたかもしれませんが、商品券じゃなく、しっかりと郡上市の子育て支援、子育て応援券などと大きく印刷したものを独自につくられていけばいいということも申し上げましたが、今後のその施策についてをお伺いしておきます。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 商工会活動事業についての御質問でございます。

一般3月の議会の折に議員のほうから御質問がございました、まずは発券に係る経費について、商工会のほうに負担とならないように配慮せよというような御質問ございまして、早速商工会のほうと協議をしましてまいりました。

先ほど議員のほうからお話ございましたように、おおむね子育て支援、それから高校生医療費助成事業の発券の枚数が約、各1,000万円程度としますと、1枚額面500円ですので2万枚程度、各事業ごとに発券の必要があるといったことから、印刷費につきましては単価6円ということでございますし、それからもう一つ考えなければいけないのは、その発券時の費用でございまして、子育て支援につきましては市のほうからこれだけ発券をしてくだささいというふうにして依頼をいたしますと、毎月子育て支援のほうについては商工会が発券をすると、ですから年間に12回の発券の手間がかかるわけでございます。

さらに、高校生医療費につきましては、これは今のところ3期に分けてお願いをしておるところでございます。

したがって、4カ月ごとに1カ月ずつお願いをするということで、ですから少し大量になるんですが、を3期に分けて仕分けして発券をしていただいているといったような人件費の手間代についても見ております。

さらに、その商品券を入れるのしでありますとか袋代でありますとか、そういったもろもろをあわせまして経費の算出をしておるところでございます。

さらに、加えまして各個店に対する実績に応じた送金の手数料の一部負担、それから逆にこのような商品券の発券につきまして、その登録店舗のほうから当然手数料を商工会のほうとしては得ておるわけですから、その分については逆に減額をするといったようなことの積み上げを商工会と協議してまいりました結果、29万9,350円の発券に係る経費について助成をしたいといったことを考えておるところでございます。

それから、もう一点につきまして、次年度以降のことでございますが、これについては、また今年度10月以降につきまして状況を見ながら金額を積算をして、必要な金額については要望をする必要があるということを今のところ考えておるところでございます。

それから、もう一つ、ほかに別途金券を設けたらどうかというようなお話も、3月の御質問の折に触れられたように記憶しております。それについても、商工会のほうと協議をさせていただきましました。

まずは、その商品券、あるいはほかの券ということで考えた際に、合併時から引き続き商品券が複数、過去出されておりまして、平成25年度までによく個別の商工会が発行しとった商品券を廃止して、今の郡上市商品券という形で統合して、今管理をしておる状況に相なっておるという中

で、さらにもう一つの金券のほうを郡上市内に流通するということについては、例えば登録店のほうの手間とか、そういったことを考えると、今のところ商工会としては直ちに賛成はできないといったようなお話がございましたものですから、あえてここで商品券に関する経費のみということを助成対象にするというものでございます。

さらに、もう一つの課題として分析というお話がございました。この商品券の使われ方ということで、分析をというようなお話もございまして、それについても商工会のほうと協議をしまして、結果その分析作業は、今の見込みで言いますと、4万枚になりますものですから、非常に膨大な人件費がかかってくるといった中で、最終的には商工観光部、それから健康福祉部、それから商工会と、3者でもって手作業で仕分けをしてみたいといったことを今考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

(「了解しました」と1番議員の声あり)

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 5番 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) 水道メーターの見守り事業、これについて御質問いたします。

私の住んでる集落というのは45戸という小さい集落なんですけども、割と独居の方とかという、その地域的に見守りというのはできているほうだなと思っておりますけれども、ただ、過去に2例ほど大騒ぎした事例がございまして、1つは、緊急通報のボタンが押されたということで、行ってみたら鍵がかかってまって、人の気配というか、何の反応がないもので大騒ぎしてたら、そこの独居の方が御息の名古屋のほうへ行っておられて、猫が暴れてボタンを押しとったんです。こういうのが一つありました。

それから、もう一つは、大変積雪が多かった年にボランティアで屋根の雪おろしをしたら、そこのところは、1件はちょっと離れた家だったんですけども、ここも鍵がかかってまって、呼べど何の返事がない。大騒ぎしてたら、そこ家族、御息に電話しようと思ったら、結構、割に子息を知ると、集落の中に電話番号を知るとる人がいなかったということで、かなり時間がかかって、やっと通じた。やっぱり子息のところへ行っておられたということで、これ2件とも、本人じゃなしに、子息の方に連れていくときは近所に言ってくれというふうに言ったこともあるんです。こんな小さいところでもそんなことがありました。

水道メーターを使われることに関して、今、要は本人、独居の方にどこか行くときには言ってくれ、長期に行くときは言ってくれっていうのは当然やと思うんですけども、本人だけでは、年とられると、なかなかわかつとも、言えずに行ってしまったんやなということもあるもので、そこのところの周知を家族の方にもしていけないかと思うんです。それをどこまでやったらいいか、いわゆる近所だけ声をかけていけばいいんか、あるいは民生委員さんに声をかけていけばいいんか、

そのところの見解を一遍ちょっと考えてほしいと思いますし、それからもう一つは、水道の使用がどれだけ、時間設定が可能と書いてあるんですけれども、この設定をどこら辺までにされるおつもりなのかお聞きします。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 今ほど御質問がございましたように、緊急通報システムでもいろいろな課題があるということは、こちらも認識をしております。今回このモデルを実施するに当たりましては、当然地元の自治会であるとか、また関係団体、そのあたりそういった方々との連携がないことには実証もうまくいかないということがございますので、岐阜大学の専門の支援をいただく先生方とともに、そのあたり実証実験の期間中の対応はどうするかということについては十分検討を、協議をする中で実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、時間帯が可能ということでございまして、これもどういう時間帯にという形で設定するかということについては今後の協議ということになりますが、まず朝起きられて蛇口をひねるところが大事なところでございますので、具体的には顔を洗ったり歯磨きをしたりということについては水道水がどうしても必要になってまいりますので、地元の協議の中で、これも個別に設定ができるかどうかというようなこともございますので、まず朝の早い時間のところで、時間帯については設定をしたらどうかというふうに考えてございまして、具体的なところは、また地元の関係団体等と今後調整をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 兼山議員よろしいですか。

（「いいです」と5番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） ほかにありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 今のことに関連するんですけど、兼山議員の質問は、この一定時間以上水道の使用がなかった場合に通報と、この一定の時間をどれくらいにするのかという質問もあったような気がしたものですから、僕もそれを聞いたかったです。例えば、1週間なのか3日なのかということですね。その辺のところをどうふうに考えておみえなのかということと。

それから、水道水を利用されるということですから、当然簡易水道が引かれてるところが一つのめどになると思うんですけども、この小那比、野々倉地域がどんな状態かわかりませんが、主に山水を使ってみえる家には全くこれは使えないものかということもありますし、またこの通報をするところと言ったらおかしいけど、メールがどれくらいの人に通信できるのかなというのもちょっと興味があるんですけれども、まずどういう使い方をされるか、まだこれから実験段階と思うん

ですけれども、ちょっとその辺の考えがあれば教えていただけたらと思っております。

それによってシステム通信費というのは月に1,000円となっておりますけれども、その辺との関連のほうもお聞かせ願えればと思います。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 具体的にはこれからの協議ということになりますけれども、朝初めて蛇口をひねった段階でメールが配信されるということであつたり、1時間以上、水道使用が続いたような場合、どこかに倒れてみえるのではなかろうかと、そんなような場合についてもメールが配信されるといったことであつたり、12時間以上、未使用が続いたような場合、先ほど外出されたような場合はそういうことがあります、その辺のところを地元との連携をいかに対応していくかというところについては、今後地元の関係の方々との御相談ということになるかというふうに思っております。

万が一、何か異変が起きたような場合の対応ということにつきましては、今現在もそういった対応をさせていただいておりますけれども、緊急通報システムの場合に緊急ボタンを押されて、その本人さんの意思が確認できた、いわゆるお話ができないような場合については消防署のほうからお近くにみえる相談員さん、今2世帯にお願いをしておりますけれども、こちらのほうへ連絡をし、まずその確認に行ってくださいというような方法をとっておりますけれども、このシステムの活用においても、そんなところを大事にしていけたらどうかというふうに思っております。

そして、通信費の関係でございますが、若干の工事費がかかりまして、いわゆる設置する機器から、いわゆるメールに配信するというような形にサーバーを通して、そういったシステムでございます。

そこで、配信をするがための費用については、今回のモデルのところ、試算で月当たり2,000円という部分になってございますが、今度受ける側の御親族ということになりますと、当然メールが受信されますと、それに係る費用ということもございまして、いわゆるこの10件の選定に当たっては地元の御意向であつたり、高齢者の御意向、さらには遠くに見えますというか、地元にお見えにならない御親族の方との合意の中で対応していきたいというふうに思っております。

あわせて、これは将来的には、いわゆる水の使用というものが健康管理にもつながってくると、具体的には水をたくさん使っておると、ひよっとしたら糖尿病のその状況が出るとのではなかろうかと。例えば、水をずっと流しっ放しにするということについては、意識があつても、あつてはならんことですので、認知症がちょっと進んでおるのではなかろうかと、そんな部分の分析にも有効であるというようなお話もございまして、そんなところを、いわゆるサーバーのいわゆるデータの管理の中で、いわゆるどういった形で、いわゆるその方々、いわゆる今回は10件でございますけれども、そういったところも見きわめながら、その実証実験を踏まえて、今後どうするかという

ことにつきましては、また市議会の議員さんのほうと一緒に検討しながら、必要に応じては、また予算措置ということをお願いする場面も出てこようかと思っておりますけれども、よろしく願いをしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

(「はい、了解」と13番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) はい。ほかにまだございますか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第85号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。議案第85号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

いましばらくよろしく願いをいたします。

◎議発第4号について(採決)

○議長(清水敏夫君) 日程10、議発第3号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎報告第4号について(報告)

○議長(清水敏夫君) 日程11、報告第4号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定)についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成26年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第12号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成26年3月31日。

1、損害賠償による和解の内容、平成26年2月24日午前10時30分ごろ、郡上市白鳥町白鳥692番地付近市道において、公用車が走行中、相手車が駐車場から市道へ出てきたため衝突した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害の賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額は、8,950円でございます。

専決第1号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成26年4月4日。

1、損害賠償による和解の内容、平成26年2月8日午前10時ごろ、郡上市明宝二間手地内において車道が圧雪状態であったためスリップし、道路脇に転落して、立木を損傷させた。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、1,500円でございます。

これは、ただいまの水沢上牧場の管理用の軽トラックの関係でございます。どうも申しわけございません。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で報告第4号を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は1時30分を予定いたします。御協力ありがとうございます。

（午後 0時32分）

○副議長（武藤忠樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○副議長（武藤忠樹君） 議長を交代しましたので、お願いいたします。

先ほど兼山議員の質問に対しまして資料が配付されておりますので、説明をいたします。

農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 先ほどの兼山議員の資料でございますけど、1枚物の裏表でございます。

25年度有害鳥獣捕獲実績、4月から3月というものでございますけど、これにつきまして種別、地域別、月別の集計をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、この数字でございますけど、先ほどありました歳出の概要書の有害捕獲奨励金事業と鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の合わせたものがございます。ですけど、これは最終の3月末までの数字でございますので、多少この予算のほうの説明書とは数字が違っておりますので、こちら側の決算のほうの数字となりますので、御了承いただきたいと思ひます。

それから、裏面でございますけど、これにつきましてはその執行状況というものでございますけど、これにつきましては地域別、それから旧単価というのが6月末での有害鳥獣捕獲奨励金事業のことでございますし、新単価といいますのが緊急捕獲等対策事業のものでございまして、A欄が4月から6月末ということで、これが集計しまして、支払いはおおむね7月中と8月の頭にかかってまいりますけど、払ってございますし、緊急捕獲のほうにつきましては7月から11月までの分についてをおおむね12月中に払っておりますし、11月15日から3月末までの分は、現在、回付中で、今月中に支払われるのではないかというふうな状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、これらにつきましての金額等が確定のほうの金額で御報告させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副議長（武藤忠樹君） 御苦労さんでした。

◎議報告第5号について（議案朗読・採決）

○副議長（武藤忠樹君） ただいま議長 清水敏夫君より議長の辞職願が提出されました。

お諮りをします。議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（武藤忠樹君） 異議なしと認めます。よって、日程14、議報告第5号 議長の辞職につい

てを議題といたします。

追加議事日程及び議案につきましては、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君） 議報告第5号 議長の辞職について。

議会議長から辞職願が提出されたので、郡上市議会会議規則第147条第2項の規定により報告し、許否を求める。平成26年4月15日報告、郡上市議会副議長 武藤忠樹。

以上でございます。

○副議長（武藤忠樹君） お諮りをいたします。清水敏夫君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（武藤忠樹君） 異議なしと認めます。よって、清水敏夫君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

清水敏夫君の入場を許可いたします。

（16番 清水敏夫君 入場）

○副議長（武藤忠樹君） それでは、ここで清水敏夫君に御挨拶をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○16番（清水敏夫君） それでは、自席にて失礼かとは思いますが、御礼やら感謝の御挨拶を申し述べさせていただきます。

平成24年の4月17日、郡上市議会の議長を仰せつかりました。以来2年間、特に議会議員各位には、武藤副議長を初め、古川監査役、それから3常任委員会、さらには議会運営委員会、そして4つの特別委員会、それぞれの委員長さん、副委員長さん、さらには構成の委員の方々、御協力、そして御活躍をいただきまして、今日まで来ることができました。本当に全議員各位に対しまして御協力、御支援、心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、執行部におかれましても、日置市長を初め、鈴木副市長、青木教育長さん、あるいは関係の部、局長さん、この2年間、ちょうど郡上市が合併をして9年目、10年目という大きな節目といえますか、結び目といえますか、そういうくくりの年にこの議会の議長として執行部の皆様方と相対しまして、この郡上市の節目についてしっかりそのことを議論させていただいたことを今さらながら、その真摯な態度に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

新しき10年に向かって、今、日置市政は、「ずっと郡上 もっと郡上」をキーワードにいろんな施策をこれから展開をされていくように見受けます。私も議員の一人として、一兵卒として、これからの議会のあり方について、また私も考えながら協力をさせていただきたいと思います。

最後に、議会につきましても、改めてこの2年間の中で大選挙区になりましてから初めての構成でございました。開かれた議会という形で、特別委員会も設けていただきまして、それぞれ御活躍をいただきましたおかげで、少しだけ開かれた議会の窓が開かれたのかなという気がいたします。さらにさらに、これから私たち議会も精進をしなければならないと思いますが、いずれにしましても、議会と執行部、一丸となって、この夢のある郡上市づくりに向けて、ともどもにまた力を尽くしていきたいと、今はそんな思いでいっぱいでございます。

本当にこの2年間、至らぬ者でございましたけども、皆様の支えによりまして、どうかここまで到達することができました。心から感謝と御礼を申し上げ、また各位のますますの御活躍と御健勝を祈念いたしまして、御礼と感謝の御挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございます。（拍手）

◎議選挙第1号について

○副議長（武藤忠樹君） お諮りをいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（武藤忠樹君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加することと決定いたしました。

追加議事日程及び議案を配付いたします。

（追加議事日程及び議案配付）

○副議長（武藤忠樹君） 日程15、議選挙第1号 議長の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法についてお諮りをいたします。

（「議長」と3番議員の声あり）

○副議長（武藤忠樹君） 3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 議長の選挙につきまして動議を提出させていただきます。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にすることを望みます。

なお、選考委員会を構成して選考することを提案いたしますので、お諮りくださいますようお願い申し上げます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（武藤忠樹君） ただいま3番 森喜人君より、選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し指名する方法が動機として提出され、所定の賛成者がおりますので、この動議は成立いたしました。

ただいまの動議を議題といたします。

ただいまの動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(武藤忠樹君) 異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し、指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。選考委員会の委員を副議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(武藤忠樹君) 異議なしと認めます。

それでは、選考委員には、1番 山川直保君、5番 兼山悌孝君、7番 鷲見馨君、8番 山田忠平君、9番 村瀬弥治郎君、10番 古川文雄君、11番 清水正照君、16番 清水敏夫君を指名いたします。

議長の選考が終わるまで、暫時休憩をいたします。

選考委員の方は、委員会室にて選考委員会をお願いいたします。

(午後 1時42分)

○副議長(武藤忠樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時46分)

○副議長(武藤忠樹君) 選考委員会の結果につきまして、選考委員長から報告を求めます。

(挙手する者あり)

○副議長(武藤忠樹君) 16番 清水敏夫君。

○16番(清水敏夫君) 16番 清水です。ただいま選考委員会を開いていただきまして、不肖私、選考委員長に選ばれましたので、その結果を報告をさせていただきます。

選考委員会といたしましては、議長には14番 尾村忠雄君を推薦することに決定をいたしましたので、お取り計らいをお願いいたします。

○副議長(武藤忠樹君) ただいまの報告は、14番 尾村忠雄君を議長に推薦する旨の報告であります。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(武藤忠樹君) 異議なしと認めます。よって、指名の方法につきましては副議長において

指名することに決定いたしました。

ただいまから指名をいたします。

議長には、14番 尾村忠雄君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名いたしました尾村忠雄君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(武藤忠樹君) 異議なしと認めます。よって、尾村忠雄君を議長の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま議長に当選されました尾村忠雄君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

尾村忠雄君より御挨拶をいただきます。

(挙手する者あり)

○新議長(尾村忠雄君) 自席で失礼をいたします。

ただいまは、この神聖なる議場において、議長の要職に就任させていただきました。まことに議員の皆さんにはありがとうございます。私自身、本当にまことに光栄なことであると思っております。また、その反面、責務の重さを痛感をしておるところでございます。身も心も引き締めて、この職責を全うする所存でございますので、どうかよろしく願いをいたします。

さて、本市においては、3月1日をもって合併10年が過ぎました。次なる新年度、26年度からは普通交付税の合併算定特例措置の段階的縮減が始まってまいります。極めて厳しい財政状況が余儀なくされてきます。また、人口減少、特に少子高齢化の中、急速に少子高齢化が加速し、ただいま申し上げました財政健全化と人口減少に対応した市政運営が急務であります。

郡上市議会においても、今期議会改革特別委員会を設置されまして、議会基本条例を議長のほうへ上程させていただきました。この議会基本条例、市民に開かれた郡上市議会をつくっていくためにも、条例の制定が大事なことだと思っております。そういったことを踏まえて、今後郡上市議会としてやっていかなければならないことを、一生懸命みんなと一緒にやっていかなければならないと思っております。

議会と行政は両輪のごとくと言われております。市民の負託に応えるためにも、連携しながらやっていかなければならないと思っておりますけれども、私、もとより浅学非才であります。皆様方の御協力と御支援をいただきながら、郡上市議会を進めていかなければならないと思っておりますので、議員各位の皆さん、どうかよろしく願いをいたします。

そうしたことで、さらなる市発展を目指して努力していきますので、議員各位には、まだまだ私も駆け出しで申しわけありませんけれども、精いっぱい努力して、郡上市議会のために骨を折るつ

もりでございますので、どうかよろしくお願ひしまして、議長の就任とお願ひの言葉にかえさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。(拍手)

○副議長(武藤忠樹君) 議長に当選されました尾村忠雄君、今後ともよろしくお願ひいたします。暫時休憩をいたします。再開は2時5分を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

(午後 1時54分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時03分)

◎議報告第6号について(議案朗読・採決)

○議長(尾村忠雄君) ただいま副議長 武藤忠樹君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、日程16、議報告第6号 副議長の辞職についてを議題といたします。

追加議事日程及び議案につきましては、お手元に配付してありますので、お願ひいたします。事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長(池場康晴君) 議報告第6号 副議長の辞職について。

議会副議長から辞職願が提出されたので、郡上市議会会議規則第147条第2項の規定により報告し、許否を求め。平成26年4月15日報告、郡上市議会議長 尾村忠雄。

○議長(尾村忠雄君) お諮りいたします。武藤忠樹君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、武藤忠樹君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

武藤忠樹君の入場を許可します。

(13番 武藤忠樹君 入場)

○議長(尾村忠雄君) ここで武藤忠樹君から挨拶をお願ひします。

○13番(武藤忠樹君) 失礼をいたします。2年前の4月17日、副議長に選任をされました。その日のことを、まだ覚えております。当時選考委員長であられました美谷添生議員から、一言だけつ

け加えるなら、おまえのバレーボールよりも議会を大事にしなければ副議長はやらせんと言われた言葉がずっと身にしみておりましたし、私自身もそのつもりで、この副議長の責務を務めてきました。清水議長を助けるというよりも、本当に議長に引っ張られながら、この2年間いろんな人と知り合い、いろんな議会を知り、いろんな経験をさせていただきました。

また、執行部の方々にも本当に助けていただきながら、この2年間を過ごすことができました。本当に議員としていろんな勉強をさせていただいた、この2年間でありました。あと2年、まだ任期が残っております。その中で本当にやらなければならないことも今見えておりますし、また郡上市の今後の姿も私なりにいろいろと勉強させてもらってきました。これから微力ではありますが、議長、また新しく副議長になられる方を支えながら、議会として執行部にいろんな提案ができる、そんな郡上市の議会になっていけばいいと思いますし、その力の一翼を担っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本当に2年間、皆様の御協力のほどありがとうございました。（拍手）

◎議選挙第2号から議報告第9号までについて（採決）

○議長（尾村忠雄君） お諮りいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議選挙第2号 副議長の選挙についてを日程に追加することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。議報告第7号 議会だより編集特別委員会委員の辞任について、議報告第8号 予算特別委員会委員の辞任について、議報告第9号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加議事日程及び議案を配付いたします。

（追加議事日程及び議案配付）

○議長（尾村忠雄君） 日程17、議選挙第2号 副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法について、お諮りいたします。

（「議長」と2番議員の声あり）

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 副議長の選挙について動議を提出させていただきます。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にすることを望みま

す。

なお、選考委員会を構成して選考することを提案しますので、お諮りいただきますようお願いいたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) ただいま2番 田中康久君より、選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し指名する方法が動機として提出され、所定の賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

ただいまの動議を議題といたします。

ただいまの動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し、指名することに決定いたしました。

選考委員は、議長推薦時と同様とし、議長はオブザーバーとして出席することとします。

副議長の選考が終わるまで、暫時休憩といたします。

選考委員の方は、委員会室で選考委員会をお願いいたします。

(午後 2時12分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に続き会議を再開します。

(午後 2時14分)

○議長(尾村忠雄君) 選考委員会の結果につきまして、選考委員長から報告を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 16番 清水敏夫君。

○16番(清水敏夫君) 16番 清水です。ただいま選考委員長を仰せつかりました。副議長の推薦につきましては全会一致によりまして、12番 上田謙市議員を推薦者として決定いたしましたので、お諮りをお願いいたします。

○議長(尾村忠雄君) ただいまの報告は、12番 上田謙市君を副議長に推薦する旨の報告であります。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、指名の方法につきましては議長において指名

することに決定いたしました。

ただいまから指名をいたします。

副議長には、12番 上田謙市君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました上田謙市君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、上田謙市君を副議長の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました上田謙市君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選されましたことを告知いたします。

上田謙市君より御挨拶をいただきます。

○新副議長(上田謙市君) お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様からの御推挙を賜り、副議長に就任することになりました上田謙市でございます。副議長という大役を仰せつかり、この上なく光栄なことと存じながらも、その責任の重大さを痛感している次第であります。

さて、合併11年目に入った郡上市は、財政や経済等においてまことに厳しい環境のもとにあります。今後さらなる地域の発展と市民生活と福祉の向上を図るべく、執行機関と議会が切磋琢磨することにより、着実に発展できるものと確信いたしております。

そして、近年の地方分権の発展により、市民の代表としての議会の果たすべき役割がますます大きくなっている今日、郡上市議会はその持てる機能を十分に発揮し、市民に開かれた議会として議会改革に取り組んでいくとともに、議会報告会などを通して、市民の皆様により市議会のありようを明らかにする責務を担っていると考えております。

もとより微力ではありますが、尾村議長を支え、よき相談相手となれるよう精進し、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努力してまいり所存であります。どうか先輩並びに同僚議員の皆様におかれましては、今後ともなお一層の御鞭撻と御指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

○議長(尾村忠雄君) 副議長に当選されました上田謙市君、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、そのままです。暫時休憩をいたします。

(午後 2時19分)

○副議長(上田謙市君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2時20分)

○副議長（上田謙市君） 議長を交代しましたので、お願いいたします。

日程18、議報告第7号 議会だより編集特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番 山川直保君、4番 田代はつ江さん、6番 野田龍雄君、13番 武藤忠樹君、14番 尾村忠雄君、15番 渡辺友三君の除斥を求めます。

(1番 山川直保君、4番 田代はつ江君、6番 野田龍雄君、13番 武藤忠樹君、14番 尾村忠雄君、15番 渡辺友三君 退場)

○副議長（上田謙市君） 1番 山川直保君、4番 田代はつ江さん、6番 野田龍雄君、13番 武藤忠樹君、14番 尾村忠雄君、15番 渡辺友三君より議会だより編集特別委員の辞任願が出されております。委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（上田謙市君） 異議なしと認めます。よって、議報告第7号 議会だより編集特別委員会委員の辞任は許可されました。

除斥議員の入場を許可します。

(1番 山川直保君、4番 田代はつ江君、6番 野田龍雄君、13番 武藤忠樹君、14番 尾村忠雄君、15番 渡辺友三君 入場)

○副議長（上田謙市君） 日程19、議報告第8号 予算特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、14番 尾村忠雄君の除斥を求めます。

(14番 尾村忠雄君 退場)

○副議長（上田謙市君） 予算特別委員、14番 尾村忠雄君より辞任願が提出されております。委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（上田謙市君） 異議なしと認めます。よって、議報告第8号 予算特別委員会委員の辞任は許可されました。

暫時休憩します。

(午後 2時23分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時24分)

○議長（尾村忠雄君） 議長を交代しましたので、お願いいたします。

日程20、議報告第9号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番 清水正照君、12番 上田謙市君、17番 美谷添生君の除斥を求めます。

（11番 清水正照君、12番 上田謙市君、17番 美谷添生君 退場）

○議長（尾村忠雄君） 11番 清水正照君、12番 上田謙市君、17番 美谷添生君より濃飛横断自動車道整備促進特別委員の辞任願が提出されております。委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議報告第9号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の辞任は許可されました。

除斥議員の入場を許可いたします。

（11番 清水正照君、12番 上田謙市君、17番 美谷添生君 入場）

◎議発第5号から議発第7号までについて（議案朗読・採決）

○議長（尾村忠雄君） お諮りいたします。議発第5号 議会改革特別委員会の設置について、議発第6号 議会だより編集特別委員会の定数について、議発第7号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会の定数についての3議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加議事日程及び議案を配付します。

（追加議事日程及び議案配付）

○議長（尾村忠雄君） 日程21、議発第5号 議会改革特別委員会の設置についてを議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第5号

議会改革特別委員会の設置について

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。

平成26年4月15日提出

記

- 1 名 称 議会改革特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び郡上市議会委員会条例第6条
- 3 目 的 議会改革に関する調査
- 4 委員の定数 17人
- 5 調査の期間 調査が終了するまで継続存置することとし、閉会中も調査を行う。

○議長（尾村忠雄君） 議発第5号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

日程22、議発第6号 議会だより編集特別委員会の定数についてを議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第6号

議会だより編集特別委員会の定数について

議会だより編集特別委員会の定数について、郡上市議会委員会条例第6条第2項の規定により、次のとおり定める。

平成26年4月15日提出

郡上市議会議長 尾村忠雄

記

委員の定数 8人

○議長（尾村忠雄君） 議発第6号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

日程23、議発第7号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会の定数についてを議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第7号

濃飛横断自動車道整備促進特別委員会の定数について

濃飛横断自動車道整備促進特別委員会の定数について、郡上市議会委員会条例第6条第2項の規定により、次のとおり定める。

平成26年4月15日提出

郡上市議会議長 尾村忠雄

記

委員の定数 8人

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 議発第7号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第7号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議選任第2号から議選任第7号までについて

○議長（尾村忠雄君） お諮りいたします。議選任第4号 議会だより編集特別委員会委員の選任について、議選任第5号 予算特別委員会委員の選任について、議選任第6号 議会改革特別委員会委員の選任について、議選任第7号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の選任についての4議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

追加議事日程及び議案を配付いたします。

（追加議事日程及び議案配付）

○議長（尾村忠雄君） 日程12、議選任第2号 常任委員会委員の選任について、日程13、議選任第3号 議会運営委員会委員の選任についてと、ただいま日程追加しました日程24、議選任第4号 議会だより編集特別委員会委員の選任について、日程25、議選任第5号 予算特別委員会委員の選任について、日程26、議選任第6号 議会改革特別委員会委員の選任について、日程27、議選任第7号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の選任についての6議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました各委員会の委員については、選考委員会を構成し、選考していただきたいと思ひます。選考委員は、副議長推薦時と同様とし、議長はオブザーバーとして出席いたします。

選考委員会が終わるまで、暫時休憩といたします。

選考委員の方は、委員会室にて選考委員会をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

(午後 2時36分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時49分)

○議長(尾村忠雄君) 委員会の委員については、選考委員会の結果に基づき、委員会条例第8条第1項の規定により議長より指名いたします。指名については、事務局に報告させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長(池場康晴君) それでは、委員会の委員の報告をさせていただきます。

総務常任委員会、6番 野田龍雄議員、11番 清水正照議員、12番 上田謙市議員、13番 武藤忠樹議員、14番 尾村忠雄議員、18番 田中和幸議員。

産業建設常任委員会、1番 山川直保議員、5番 兼山悌孝議員、7番 鷺見馨議員、9番 村瀬弥治郎議員、10番 古川文雄議員、17番 美谷添生議員。

文教民生常任委員会、2番 田中康久議員、3番 森喜人議員、4番 田代はつ江議員、8番 山田忠平議員、15番 渡辺友三議員、16番 清水敏夫議員。

議会運営委員会、4番 田代はつ江議員、6番 野田龍雄議員、8番 山田忠平議員、10番 古川文雄議員、11番 清水正照議員、12番 上田謙市議員、17番 美谷添生議員。

議会だより編集特別委員会、2番 田中康久議員、3番 森喜人議員、7番 鷺見馨議員、9番 村瀬弥治郎議員、10番 古川文雄議員、11番 清水正照議員、12番 上田謙市議員、16番 清水敏夫議員。

予算特別委員会、16番 清水敏夫議員。

なお、予算特別委員会につきましては議長を除く17名ということで、清水敏夫議員におかれましては、尾村忠雄議員の辞任に伴います選任ということでございます。

議会改革特別委員会につきましては、これも議長を除く17名の議員さんということでございますので、よろしくお願ひします。

濃飛横断自動車整備促進特別委員会、1番 山川直保議員、6番 野田龍雄議員、8番 山田忠

平議員、13番 武藤忠樹議員、18番 田中和幸議員。

なお、4番 田代はつ江議員、5番 兼山悌孝議員、15番 渡辺友三議員につきましては、引き続きということでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） ただいま指名のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員会委員には指名のとおり決定いたしました。

委員会会条例第9条第2項の規定により、各委員会の委員長、副委員長の互選を行うため、暫時休憩をいたします。

委員会の開催場所については、事務局より報告いたします。

○議会事務局長（池場康晴君） それでは、正副委員長の互選をお願いするわけですが、最初にこの場所で予算特別委員会と議会改革特別委員会の互選を行っていただきます。その後、同時開催ということで、常任委員会のほうをお願いいたします。総務常任委員会が委員会室、それから産業建設常任委員会と文教民生常任委員会につきまして大会議室のほうでよろしく願いをいたします。その後、特別委員会のほうで、最初に議会だより編集特別委員会、次に濃飛横断自動車道特別委員会をお願いしまして、最後に議会運営委員会をいずれも委員会室のほうで行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 暫時休憩をいたします。

（午後 2時54分）

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に続き会議を再開します。

（午後 3時50分）

○議長（尾村忠雄君） 各委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

事務局に報告させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君） それでは、各委員会の正副委員長を報告いたします。

総務常任委員会委員長、11番 清水正照議員、副委員長、18番 田中和幸議員。

産業建設常任委員会委員長、10番 古川文雄議員、副委員長、1番 山川直保議員。

文教民生常任委員会委員長、4番 田代はつ江議員、副委員長、2番 田中康久議員。

議会運営委員会委員長、8番 山田忠平議員、副委員長、6番 野田龍雄議員。

議会だより編集特別委員会委員長、16番 清水敏夫議員、副委員長、7番 鷺見馨議員。

予算特別委員会委員長、17番 美谷添生議員、副委員長、15番 渡辺友三議員。

議会改革特別委員会委員長、13番 武藤忠樹議員、副委員長、3番 森喜人議員。

濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員長、5番 兼山悌孝議員、副委員長、15番 渡辺友三議員。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 各委員会の委員長及び副委員長は、ただいま報告のとおり決定いたしました。

◎議案第86号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） ただいま監査委員 古川文雄君から監査委員の辞職願が市長に提出されました。

お諮りいたします。議案第86号 郡上市監査委員の選任同意についてを日程に追加したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、日程に追加することを決定いたしました。

追加日程及び議案はお手元に配付してあります。

日程28、議案第86号 郡上市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、9番 村瀬弥治郎君の除斥を求めます。

（9番 村瀬弥治郎君 退場）

○議長（尾村忠雄君） 説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、監査委員の選任につきましては、市長提案でございます。

よろしくお願いをいたします。

議案第86号 郡上市監査委員の選任同意について。

郡上市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成26年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

ここの表に住所、氏名ありますが、読み上げさせていただきます。

住所、郡上市大和町徳永188番地の1、村瀬弥治郎議員でございます。生年月日は、ごらんのとおりでございます。

このことにつきましては、ただいま議長からお話ございましたが、本日、古川文雄監査委員から市長宛てに辞職願が出され、地方自治法第198条の規定による承認がなされたことに伴うものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第86号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終了し採決いたします。

議案第86号について、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案に同意することに決定いたしました。

村瀬弥治郎の入場を許可いたします。

（9番 村瀬弥治郎君 入場）

◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成26年第2回郡上市議会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

本日は臨時会を招集し、提出議案の御審議をお願いをいたしましたところ、全て御議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、議会におかれましては、これから向こう2年間に向けて、新しい議会の構成を決定されました。まずもってこれまでの2年間、清水議長、武藤副議長、古川監査委員、そして各常任委員会、特別委員会の正副委員長さんを初めまして、皆様方には郡上市勢発展のために、合併10年の最後の2年間、御尽力、御指導をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、本日新しく就任をされました尾村議長さん、上田副議長さん、村瀬監査委員さん初め、各常任委員会、特別委員会の皆様方には引き続きこれからの次なる10年に向けて御尽力をくださいま

すよう、また御活躍をくださいますよう、そして私ども執行機関に対しましてよろしく御指導をいただきますようお願いを申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。これからもどうぞよろしくお願いをします。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 平成26年第2回郡上市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今臨時会の議案につきましては慎重に審議していただき、全て議了することができました。議員各位並びに執行機関各位の協力を深く感謝申し上げます。

今議会におきましては、不肖私が議長を仰せつかりましたが、皆様方の御協力なくしては務まりませんので、格別の御指導、御協力をお願い申し上げます。

平成26年度がスタートいたしました。議員各位並びに執行機関の各位におかれましては、健康には十分留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第2回郡上市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

（午後 4時00分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清水敏夫

郡上市議会新議長 尾村忠雄

郡上市議会副議長 武藤忠樹

郡上市議会新副議長 上田謙市

郡上市議会議員 山川直保

郡上市議会議員 田中康久